

婦人労働調査資料59号

製造業小規模事業所の女子労働者(実態調査結果)

-30才以上になつて採用された女子労働者の職業生活-

65
20.45

1967年6月

労働省婦人少年局

婦人少年局婦人労働課

は し が き

製造業は従来から女子労働者が最も数多く就労している産業であるが、現在、1000万人をこえる女子労働者のうち800万人が製造業で働いている。

本調査は製造業の中でも、中高年令女子労働者が多く就労しており、最近ますます中高年令化が進んでいるとみられる小規模事業所における労働実態を明らかにするために実施したものである。

本調査の特色は、小規模事業所の労働実態の中でも中高年令（30才以上）になつて採用された女子の実態に焦点があてられるように計画され、中途採用者や再就職者の状況を把握できるようにしたこと、必要な事項についてはパートタイマーについても実態がわかるようにしたことなどである。

なお、この調査は8種の調査票によつて実施されたもので、構成が複雑であるから、調査についての解説の部分を必ず読んでいただきたい。

また、本調査の結果明らかにされた小規模事業所の実態を大規模事業所との比較においてみる際の便宜のために、既発表の各種調査から活用できる数字を参考資料として巻末にまとめて収録したので利用されたい。

最後に、調査にあたり御協力いただいた労使各位にあつく感謝の意を表するとともに、本報告書が、婦人労働問題に関心をもたれる方々の参考になることを期待する。

1969年11月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

I 調査の概要

1. 調査の目的	2
2. 調査の範囲	2
3. 調査の構成と対象	3
4. 回収率	4
5. 調査の実施時期	6
6. 調査の方法	6
7. 調査結果の報告	6
8. 用語の解説	6

II 調査結果の概要

1. 製造業小規模事業所における女子労働者の実態	8
2. 製造業小規模事業所に30才以上になつて採用された女子労働者の実態	9
3. 製造業小規模事業所の実態	11

III 調査結果

一事業所調査結果一

製造業小規模事業所における女子労働の実態

1. 製造業小規模事業所の実態	13
(1) 事業所の概要	13
(2) 女子労働者の分布	14
(3) 所定労働時間	17
(4) 休憩時間	19
(5) 初任給	21
(6) 女子パートタイマーの賃金	25
(7) 定期昇給制度の有無	25
(8) 昇進・昇格制度の有無	27

(9) 定年制度の有無	28
(10) 退職金制度の有無	29
(11) 福利厚生施設の有無	30
(12) 社会保険の加入状況	30
03 女子労働者の採用状況	33
イ、充足状況	33
ロ、採用条件	35
ハ、80才以上の女子の採用状況と今後の採用見通し	38

2. 製造業小規模事業所の常用女子労働者

(1) 年 令	41
(2) 入社時年令	42
(3) 配偶関係	43
(4) 学 歴	44
(5) 職 種	45
(6) 勤続年数	47
(7) 労働時間	49
(8) 賃 金	50

—個人調査結果—

80才以上になつて採用された女子労働者の職業生活

1. 調査対象の属性	1
2. 労働実態	3
(1) 職種および雇用形態	3
(2) 賃 金	3
(3) 就労時刻、所定労働日	6
(4) 残 業	8
3. 職業意識	11
(1) 就業理由	11
(2) 賃金の使途	14
(3) 休暇の状況	15
(4) 勤続の意志	18

(5) 勤める前の予想と現実についての感想	19
4. 再就職の状況	26
(1) 前職の有無および転職回数	26
(2) 最初のつとめの勤続年数	28
(3) 退職理由	29
(4) 離職期間	32
(5) 雇用形態・職種の移動状況	36

(参 考 資 料)

1. 業種別、全労働者中に占める女子の割合(製造業)	6
2. 企業規模別常用女子労働者の年令、勤続年数、給与 学歴(製造業)	7
3. 企業規模別、主たる週所定労働時間別事業所数(製造 業)	7
4. 企業規模別、勤続年数別女子労働者の割合(製造業)	8
5. 事業所規模別、未婚別女子労働者の割合(全産業)	8
6. 雇用形態別労働者の割合(製造業)	9
7. 事業所規模別事業所数(製造業)	9

—事業所調査結果—

製造業小規模事業所における女子

労働の実態（A、B調査票より）

一事業所調査結果一

製造業小規模事業所における女子

労働の実態（A・B調査票より）

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は最近の経済成長による雇用の増大、若年労働力不足の影響により、労働者構成などとともに変化の現われているとみられる製造業小規模事業所について女子の労働実態を明らかにするとともに、80才以上になつてから採用された女子労働者の職業生活の実態および意識等について詳しく把握することを目的とした。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 母集団

昭和38年事業所統計調査の結果把握された事業所およびその後の新設事業所として把握された事業所のうち、製造業、10～99人規模の事業所約1.8万。

(3) 抽出率

次表のとおり。

産業および事業所規模別事業所抽出率

産 業	80～99人	10～29人
食 料 品 製 造 業	1/42	1/210
た ば こ	1/7	1/7
織 維 工 業	1/70	1/140
衣服・その他の繊維製品製造業	1/85	1/70
木材・木製品	1/85	1/140
家具・装備品	1/21	1/42
パルプ・紙・紙加工品	1/21	1/42
出版・印刷・同関連産業	1/85	1/70
化 学 工 業	1/21	1/42
石油製品・石炭製品製造業	1/7	1/14

産 業	80～99人	10～29人
ゴ ム 製 品 製 造 業	1/7	1/14
皮革・同製品	1/7	1/28
窯業・土石製品	1/85	1/70
鉄 鋼 業	1/21	1/42
非鉄金属製品製造業	1/14	1/14
金 属 製 品	1/56	1/140
機 械	1/70	1/140
電気機器	1/28	1/56
輸送用機器	1/28	1/56
精密機器	1/14	1/36
武器およびその他の	1/28	1/84

3 調査の構成と対象

この調査はA、B、Cの三種の調査票を用いて実施された。A、Bが事業所調査、Cが個人調査である。A、B、Cそれぞれの調査対象および調査事項は次のとおりである。

調査票	調 査 対 象	調 査 事 項
A	製造業で常用労働者10人以上 100人未満を雇用する事業所 のうち一定の方法で無作為抽出し た約1500事業所。 (有効集計票 1,114)	1.労働者数 2.採用に関する事項 3.労働条件 4.社会保険適用状況
B	Aの対象となつた事業所に働く 全常用女子労働者。 (有効集計票 15226)	1.年齢 2.学歴 3.配偶関係 4.勤続年数 5.職種 6.勤務形態 7.賃金額

C	Aの対象となつた事業所に30才以上になつて採用された女子労働者のうち一定の方法で選ばれた計2570人。	1. 個人的特性
		2. 前職および職業経験に関する事項
		3. 就業の動機および就業後の職業生活に対する態度
		4. 現在の職業に関する事項

注) できるだけ、既婚者で雇用形態・勤務形態・職種・勤続年数等を異にする労働者を選んだ。1事業所に30才以上で採用された女子労働者が1人しかいない場合はその1名を、2～4人いる場合は2名を、5～9人いる場合は3名を、10人以上いる場合は4名を調査対象として選んだ。

4 回収率

82.8%

なお、A、B、C各調査票ごとの集計対象となつたサンプル数は次表のとおりである。

集計対象となつたサンプル数

産 業	調査票の種類		A		B		C
	規 模		規 模		規 模		規 模
			30～99人	10～29人	30～99人	10～29人	
計			581所	533所	11,158人	4,068人	2,570人
18 食 料 品 製 造 業			49	42	1,161	828	255
19 た ば こ			7	—	123	72	0
20 織 維 工 業			39	55	1,805	699	243
21 衣服その他の繊維製品製造業			37	26	1,502	537	188
22 木 材 ・ 木 製 品			66	55	994	810	819
23 家 具 ・ 装 備 品			17	13	211	105	77
24 パルプ・紙・紙加工品			39	36	829	321	208
25 出版・印刷・同関連産業			25	26	447	181	88
26 化 学 工 業			31	27	491	184	110
27 石油製品・石炭製品製造業			8	10	—	—	44
28 ゴ ム 製 品			12	9	290	61	55
29 皮革・同製品			5	11	129	67	81
30 窯業・土石製品			53	35	891	308	241
31 鉄 鋼 業			27	26	228	72	93
32 非鉄金属製品製造業			12	10	151	41	44
33 金 属 製 品			26	29	403	187	105
34 機 械			33	33	241	111	86
35 電 気 機 器			26	21	308	208	112
36 輸 送 用 機 器			21	16	155	47	59
37 精 密 機 器			13	12	223	82	52
38 武 器 製 造 業			—	—	—	—	—
39 そ の 他 の 製 造 業			31	26	714	208	153

5 調査の実施時期

実施時期は昭和42年8月15日～30日まで。

調査の対象期日は昭和42年5月末日。

6 調査の方法

婦人少年室調査員による実地他計調査

7 調査結果の報告

AおよびB票の調査結果は、調査実数ではなく母集団に対応する数字として推計（復元）した数字にもとずいて報告した。

C票の調査結果は調査された実数にもとずいて報告した。

8 用語の解説

労働者 一 職員・工員・常用・臨時・日雇の別なく、病気による長期欠勤者休業者なども含む。

雇用形態 { 常用 雇用期間について別段の定めがない者、あるいは1年をこえる期間を定めて雇われている者。
臨時 1カ月以上1年未満の雇用期間を定めて雇われている者。
日雇 日々雇われている者あるいは1カ月未満の雇用期間を定めて雇われている者。

勤務形態 { パートタイマーとそれ以外の一般労働者の2区分である。
パートタイマー ここでいうパートタイマーとは常用、臨時、日雇の別なく事業所の1日の所定労働時間より短い労働時間の者、但し1カ月の所定労働日全日数を出勤しないものについては、1日の労働時間が事業所の所定労働時間と同様、または越える者であつても1カ月の所定労働時間の合計が短い者。

新規採用 新規学卒者の採用

中途採用 新規学卒者以外の採用

事務 一般事務、経理事務、ダイリスト、レジスター、応接、受付など、また現場事務も含む。

製造作業 主な生産工程に属し、相当な技能的作業に従事するもの。たとえば、プレス、旋盤、組立、織布、操糸、びん詰、菓子製造工など。

単純作業 短期間に習得でき、殆んど独自の判断を必要とせず、就業前の経験も必要としないもの。たとえば包装、荷造、選別、荷扱い、清掃、雑役、炊事等。

その他 栄養士、販売員、デザイナーなど

昇進 この調査では役付への昇進をいう。

昇格 この調査では臨時から常用への昇格をいう。

Ⅱ 調査結果の概要

1 製造業小規模事業所における女子労働者の実態

製造業小規模事業所には女子労働者が多い。

製造業10～29人規模の事業所に働く全労働者のうち女子は89%を占めている。製造業500人以上規模事業所における女子の割合27%（参考資料第1表参照）にくらべると女子が非常に多い。

女子労働者のうち95%が常用労働者である。臨時・日雇労働者の数は少ないが、臨時労働者の7割は女子で占められている。

女子労働者の年齢は高く、既婚者中途採用者が多い。

常用女子労働者の平均年齢は33才で、30才以上のものが53%を占めている。常用女子労働者の78%までが新規学卒以外の中途採用者で、30才以上になってから入社した者が全体の46%を占めており、大規模企業的女子労働者にくらべると年齢が非常に高い。（製造業企業規模1,000人以上の女子労働者の平均年齢は24才—参考資料第2表参照）

常用女子労働者の49%が有夫者、死離別者が11%で、合せて既婚者の占める割合は60%にのぼる。

女子労働者の勤続年数は概して短かいが、中高年令で入社した者の勤続年数は比較的長い。

常用女子労働者のうち勤続年数が1年に満たない者が28%、1年台の者が18%である。約4割が勤続2年未満である。勤続10年以上の者は8%と少ない。

中高年令で入社した女子労働者の方が、若年で入社した者よりも全般的に勤続が長い。例えば、17～19才で入社した者のうち勤続1年未満の者の占める割合は82%であるのに対して、35～39才で入社した者では17%である。また勤続10～14年の者の占める割合は17～19才で入社した者が4%であるのに対して、30～34才で入社した者は0%となっている。

女子労働者の賃金は全般に低額で、勤続年数にともなう上昇の幅も非常に小さい。中高年令層にはとくに低賃金の労働者が多い。

常用女子労働者の平均賃金は17,001円で、製造業1,000人以上規模の企業の21,600円（参考資料第2表参照）にくらべると約4,500円低い。

10,000円に満たない賃金の者が女子の1割を占めるが、この割合は中高年令層で高く、

30～39才層では15%が10,000円未満の賃金であるのに対して、24才以下の若年層では4ないし5%と少なくなっている。

また中高年令で入社した者の賃金は同じ勤続年数の若年で入社した者にくらべてかなり低くなっている。たとえば勤続1年未満の者の賃金でみると、17～19才で入社した者の16,202円に対して、35～39才で入社した者は12,212円で約4,000円も低額となっている。

勤続1年未満の常用女子労働者の平均賃金が14,512円で、勤続10～14年の者が20,962円である。したがって勤続10年以上の差は賃金面では6,000円という小額の差でしかあらわれていない。

女子労働者の5割が製造作業に、3割が単純作業に従事している。

常用女子労働者のうち事務に従事している者は17%で、1,000人以上規模企業における38%（参考資料第2表参照）にくらべるとかなり少ない。事務従事者には新規採用が多く、8割近くは高校卒で占められているが製造作業および単純作業に従事する者では中途採用者が多く、また9割近くが中学卒である。

女子労働者のうち4%がパートタイマーである。

製造業小規模事業所のうち女子パートタイマーを雇用しているのは15%の事業所であり、全女子労働者のうちパートタイマーは4%を占めている。

女子パートタイマーの約7割は常用労働者である。

女子パートタイマー（常用）の年齢は高く30才以上の者が81%を占めており、85%は有夫者である。

女子パートタイマー（常用）の勤続年数は短く、1年に満たない者が45%を占めている。しかし、数としては少ないが、パートタイマーでも8年以上勤続者が19%ある。

女子パートタイマー（常用）の平均賃金は11,379円であり、10,000円未満の賃金の者が42%を占めている。

2 製造業小規模事業所に30才以上になつて採用された女子労働者の実態

30才以上になつてから現在の事業所に採用された者2,570人のうち、57%が30才台で入社、38%が40才台で入社している。そして76%が有夫者、28%が死離別者で、有夫者の94%、死離別者の84%が子供をもっている。子供の年齢は概して高い。

30才以上になつてから採用された女子労働者の職業生活

これらの者の94%が常用労働者であり、職種はほとんどが単純作業者(48%)か製造作業者(48%)である。

就業時間は午前8～9時未満に始業、午後5～8時未満に終業する者が全体の7割を占める。半数は残業をしているが、毎日残業をする者は残業のあるものの2割程度である。

賃金額は15,000円前後が多く、77%が2万円未満の賃金で占められている。世帯収入は40,000～70,000円というものが多く、女子労働者の賃金は世帯収入のおよそ8割程度となる者が多い。

42年5月中にきまつた休日のほかに休んだ者は全体の57%で、1人平均して1.2回、3.8日の休暇をとつている。有夫者の方が死離別者より休みをとつた者が多く、小学生以下の幼い子供のいる有夫者では7割が休暇をとつている。

子供のいない者は「自分の病気」のために休むことが多く、子供のいる者は「学校・幼稚園・保育所等の行事」のために休みをとつている者が多い。

有夫者の75%が「家計を助けるため」に就労している。死離別者では「家族を養うため」や「自活」のため就労した者が多く、あわせて64%を占めている。「家にいてもすることがないから」就業した者は有夫者の方が多く、14%を占めている。

全体の95%が継続の意志があることを表明し、その94%が「いまのまま続けたい」と答えている。

つとめる前の予想と現実のくいちがいとしては、全体の28%が「収入が思ったより少ない」と答え、「身体的に予想したより疲れる」と答えた者が全体の80%、「家庭生活との両立が思ったより大変だ」と答えた者は比較的少なく全体の14%である。

再就職の状況

30才以上になつてから採用された女子労働者の8割が過去に勤めの経験をもっており、その半数が転職1回、3割弱が転職2回である。

職業経験のある者の半数が18才以下の年令で最初の就職をしており、この人々の8割ちかくが8年以上勤続した後退職している。

その退職理由は、全体の8割が「自分の都合のため」と答えており、その内訳は3割近くが「結婚のため」に、2割が「家事のため」に、1割が「妊娠・出産・育児のため」に退職している。労働条件が不満でやめた者は約1割である。

一方、全体の3割が「会社の都合のため」に退めているが、そのうちの過半数が「企業倒産のため」となっている。

結婚のために退職した者には、「家にいてもすることがないから」再就職したと答えた者が比較的多い。

前の勤めをやめてから現在の職場へ入るまでの離職期間については、27%が1年未満で現在の職場に再就職したと答えている。

上記1年未満の者もふくめて4年未満の離職期間において再就職した者が55%を占めるか10年以上の離職期間をおいた者も85%を占めている。会社の都合でやめた者や労働条件が不満でやめた者は1年以下の短い離職期間で再就職した者が多いが、結婚など私的な理由でやめた者には、10年とか20年という長い離職期間をもつ者が多くなっている。

3 製造業小規模事業所の実態

企業規模

本調査の結果把握された製造業10～100人未満の小規模事業所のうち91%までが100人未満の小企業の事業所である。

所定労働時間

週当たり労働時間は48時間の事業所が74%、22%が48時間未満である。大規模企業では週当たり48時間の事業所の割合は低くなり、48時間未満の事業所が多くなる傾向があるが、今回調査対象とした事業所は小規模であるので、この傾向は弱い。(たとえば500～999人規模企業では48時間の事業所は81%で、48時間未満の事業所が18%である。=参考資料第8表参照)

初任給

新規学卒の女子を常用で採用する場合の初任給は、中卒では14,000～16,000円とする事業所が86%を占めて、最も多い。高卒では16,000～18,000円とする事業所が最も多い。

初任給に男女の差がある事業所が3割前後あり、このほとんどすべての事業所が女子の初任給の方が少額となつている。その差額は1,000円～2,000円という事業所が最も多い。

定期昇給制度

一般労働者に対しては89%の事業所で定期昇給制度を設けているが、このうち半数をこえる事業所では制度に男女の差がある。

パートタイマーや臨時労働者に対して定期昇給制度を設けている事業所は5割程度で少ない。

昇進・昇格制度

女子に対しては役付への昇進を「なし」とする事業所が多く、8割近くを占めている。この割合は男子の場合にくらべてかなり高い。

女子について臨時から常用への昇格を「あり」とする事業所は、全体の8割以上を占めている。この割合には男女の差がほとんどない。

定年制度

定年制度を設けている事業所は81%である。男女差のある定年制度を設けている事業所は全事業所の7%である。

退職金制度

65%の事業所では退職金制度を設けている。このうち制度の内容に男女差のある事業所は27%である。

福利厚生施設

88%の事業所にはなんらかの福利厚生施設がある。施設の内容は更衣室、食堂、休養室などで娯楽室などのある事業所はごくわずかである。

社会保険の加入状況

一般労働者についても失業保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の者がいるという事業所が若干あるが、パートタイマーについては未加入の者がいるという事業所が多く、6割前後の事業所がこれに該当している。未加入の理由は単に「パートタイマーだから」というのが非常に多い。

女子の採用

新規採用女子の充足率（採用人員／採用予定人員）は全事業所平均で84%である。ただし、全然充足されなかつたという事業所が81%もある反面、100%以上充足できたという事業所も84%ある。

充足できなかった場合には、新規採用を中途採用にかえた事業所が多く、パートタイマーにかえた事業所は少ない。

女子を中途採用する場合の採用条件としては、年齢は「不問」の事業所が23%、「30才以上」とする事業所が61%あり、若年層に限定する事業所はごく少ない。「資格や経験を開き」事業所も少ない。

87%の事業所では現在30才以上の女子を雇用している。今後30才以上の女子を採用する予定の事業所は全体の62%あり、このうち8割の事業所では常用労働者として採用する予定であると答えている。

Ⅲ 調査結果

1 製造業小規模事業所の実態（A調査票より）

(1) 事業所の概要

付表Aにあるように本調査の結果報告の基礎となつた製造業10～99人の小規模事業所は約10万で、業種別にみると、食料品製造業の18,000事業所、繊維工業の14,000事業所、木材・木製品製造業および機械製造業の12,000事業所、金属製品製造業の9,000事業所などが多く、この5業種で約8万事業所になり、製造業全事業所の62%を占めている。

全事業所のうち14,469事業所ではパートタイマーを雇用しており、パートタイマーを雇用している事業所の割合は15%となる。

製造業小規模事業所に働く労働者は女子111万人、男女175万人で、女子の占める割合は39%に及んでいる。

全事業所のうち31%にあたる29,407事業所が80～99人規模で、10～29人規模は69%である。

企業規模をみると、91%の事業所が100人未満であり、100人以上の企業に属するものは100～499人の企業が7%、500人以上の企業が2%で合せて9%である。事業所規模10～29人の小規模事業所ではその87%までが企業規模も10～29人である。80～99人規模の事業所ではその81%までが企業規模も80～99人である。（表1）

表1 企業規模別、事業所規模別事業所の割合

企業規模 事業所規模	計	500人以上	100～499人	80～99人	10～29人
計	100.0 (96,815)	2.1	7.2	29.7	61.0
80～99人	100.0 (29,407)	4.0	15.1	80.9	—
10～29人	100.0 (60,808)	1.8	3.7	7.6	87.4

(2) 女子労働者の分布

付表Aに、全労働者の8.9%を占めている女子労働者111万人について、業種別にみると、繊維工業に27万人、食料品製造業に16万人、衣服その他の繊維製品製造業に10万人、木材・木製品製造業に9万人など、これら業種に多く分布している。女子労働者の割合が高いのは、衣服その他の繊維製品製造業の77%を筆頭に、繊維工業の68%、食料品製造業およびパルプ・紙・紙加工品製造業の47%などである。鉄鋼業(16%)、機械製造業(14%)、輸送用機器製造業(17%)などでは、女子の占める割合が低い。

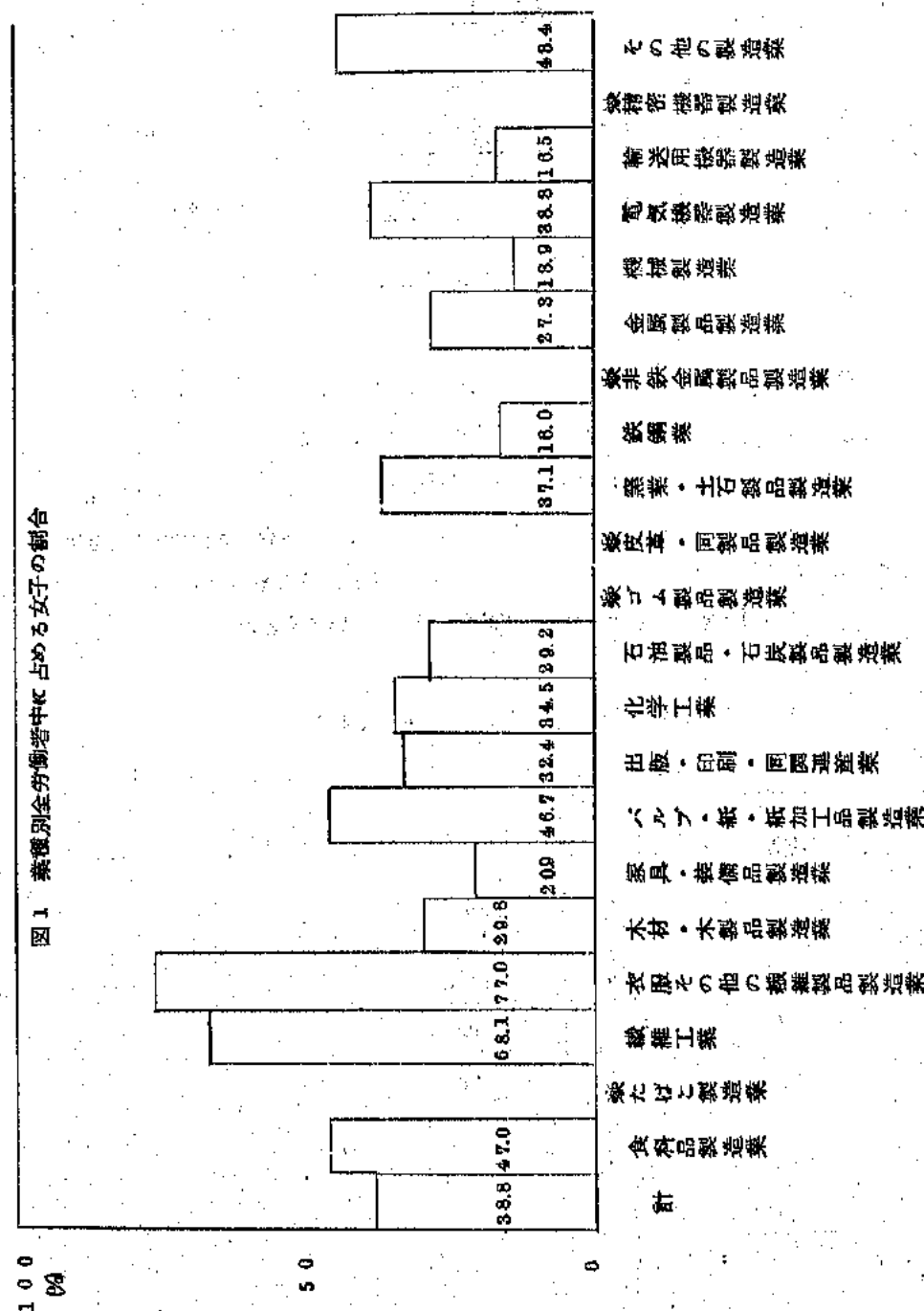
(図1)

女子労働者の雇用形態をみると、常用が94.5%、臨時が4.9%、日雇が0.6%で、常用の比率が非常に高い。男子の常用の比率は98.8%で女子より高率である。(表2)

表2 規模別、雇用形態別、労働者の割合

区 分		計	常用	臨時	日雇
女	計	(1,108,808人) 100.0	94.5	4.9	0.6
	30~99人	(895,651人) 100.0	94.0	5.5	0.5
	10~29人	(510,958人) 100.0	95.2	4.2	0.6
	1~9人	(2,274人) 100.0	98.8	1.2	0.0
男	計	(1,745,184人) 100.0	98.8	1.2	0.0
	30~99人	(959,602人) 100.0	98.8	1.2	0.0
	10~29人	(785,582人) 100.0	98.5	1.5	0.0
	1~9人	(1,000人) 100.0	98.5	1.5	0.0

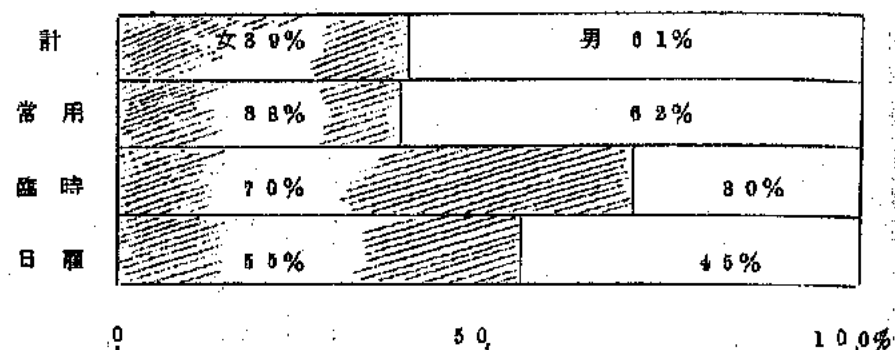
図1 業種別全労働者中における女子の割合



(注) 業種はサンプリング数が少ないので掲載しなかった。計にはその数字が含まれている。

女子は全臨時労働者の70%、日雇労働者の55%となつている。(図2)

図2 常用・臨時・日雇労働者に占める女子の割合



付表Aにあるように、111万の女子労働者のうち約4%にあたる44,000人がパートタイマーであり、47%にあたる52万人が80才以上になつてから採用された者である。

臨時・日雇で雇用される女子労働者の雇用契約期間をみると、「不明」という事業所が非常に多く、臨時で71%、日雇で82%となつている。男子の場合も同様である。雇用期間が判明しているものでは、臨時の場合「1～3カ月未満」が多く全事業所の18%を占め、日雇では「1カ月未満」16%を占めて最も多くなつている(表3)

表3 臨時・日雇の中途採用者の雇用契約期間別事業所の割合

雇用契約期間	女		男	
	臨時	日雇	臨時	日雇
計	100.0 (15,022)	100.0 (8,480)	100.0 (14,070)	100.0 (8,206)
1カ月未満	1.9	15.5	3.0	14.2
1～3カ月未満	12.7	0.6	14.4	0.7
3～6カ月	6.8	0.3	10.4	0.2
6カ月～1年未満	6.5	1.6	5.6	1.7
1年以上	0.7	—	0.8	—
不明	71.4	82.1	65.8	83.2

注) ()内は回答した事業所の数

(8) 所定労働時間

事業所の中にはパートタイマーをのぞく労働者の所定労働時間を2種類設けているところが全体の4%あるがこれをのぞいて所定労働時間が1種類の事業所について内容をみると、過当り48時間としている事業所が最も多く74%、45時間～48時間未満が15%、45時間未満が6%である。規模の大きい事業所ほど労働時間は短かく、30～99人規模をみると、45時間未満が、8%、45時間～48時間未満が20%で、48時間未満の事業所の割合が28%になり、10～29人規模の10%にくらべるとかなり多くなつている。また48時間を超えるものは30～99人規模に2%、10～29人規模に5%みられる。(表4)

表4 規模別、所定労働時間別事業所の割合

(所定労働時間が1種類の事業所について) (%)

事業所規模	計	30～99人	10～29人
所定労働時間			
計	100.0 (92,512)	100.0 (28,083)	100.0 (63,826)
40時間未満	0.8	0.0	0.5
40時間	0.1	0.5	—
40時間1分～41時間59分	0.2	0.5	—
42時間	4.2	5.4	3.7
42時間1分～44時間59分	1.5	1.0	1.8
45時間	5.9	5.9	6.0
45時間1分～47時間59分	9.8	14.1	7.2
48時間	74.1	69.6	75.9
48時間1分以上	4.4	2.1	5.4

注1) ()内は所定労働時間が1種類の事業所数

注2) 所定労働時間が2種以上ある事業所は3,703カ所で全体の8.8%にあたる。

パートタイマーの1日の所定労働時間は、8時間台とするものが最も多く80%を占め、6時間台が25%、7時間台が22%となっている。8時間以上というものは少なく8%である。パートタイマーの労働時間を一般労働者の所定労働時間との関係で見ると、一般労働者の所定労働時間が8時間の事業所においては、パートタイマーの労働時間は8時間台、7時間台が多く、一般労働者の所定労働時間が8時間未満の事業所では6時間台、8時間台が多い。パートタイマーと一般労働者の労働時間の差は、1時間ないし2時間程度が多いと推測される。(表5)

表5 事業所の1日の所定労働時間別、女子パートタイマーの所定労働時間別、女子パートタイマーの割合 (%)

事業所の1日の所定労働時間 女子パートタイマーの労働時間	計	8時間未満	8時間	8時間以上
計	(100.0) (44,488人)	100.0 (12,257人)	100.0 (30,499人)	100.0 (1,630人)
8時間未満	1.6	—	2.8	—
8時間台	8.7	9.8	4.9	18.7
4 "	8.8	5.8	10.5	4.2
5 "	24.6	39.7	19.9	—
6 "	29.8	80.8	20.8	88.8
7 "	21.5	7.9	28.2	—
8時間	3.0	—	1.8	45.8
8時間以上	0.1	—	0.1	—
不 定	3.9	6.7	3.0	—

注) ()内は女子パートタイマーの実数

一般労働者の所定労働時間が8時間の事業所のパートタイマーについて職種別に労働時間を見ても、事務のパートタイマーには6時間台が多く、単純作業では8時間台が、製造作業では7時間台が最も多くなっている。事務のパートタイマーが最も一般労働者との労働時間差が大きく、製造作業のパートタイマーの場合が最も小さくなっている。(表6)

表6 職種別、所定労働時間別、女子パートタイマーの割合
(1日の所定労働時間が8時間の事業所について)

職種 女子パートタイマーの労働時間	事 務	製造作業	単純作業
計	100.0 (1,589人)	100.0 (8,848人)	100.0 (18,620人)
8時間未満	—	—	0.4
8時間台	22.0	0.6	4.1
4 "	—	2.8	14.4
5 "	38.6	22.2	18.8
6 "	28.2	29.9	81.2
7 "	18.2	44.5	28.4
8時間	—	—	2.9
8時間以上	—	—	—
不 定	—	—	4.8

注) ()内は女子パートタイマーの実数

(4) 休憩時間

休憩時間は60～90分としている事業所が最も多く75%、45～60分としているところが16%である。1日の所定労働時間が6ないし7時間台の事業所では8時間以上の事業所よりも休憩時間の短いところが多い。しかし、90分以上という長い休憩時間を定めているところは労働時間の短い事業所の方で多く12%ほどある。(表7)

女子パートタイマーの休憩時間は一般労働者と同じ60～90分とする事業所が最も多く54%を占めている。45～60分とするところが18%、休憩なしの事業所が14%ある。所定労働時間が8時間未満の場合には休憩なしが84%ある。労働基準法では休憩時間を与えることが義務づけられているのは労働時間が8時間を超える場合であるので、法規上は問題はない。(表8)

表7 所定労働時間別、休憩時間別事業所の割合

(所定労働時間が一種類の事業所について) (%)

休憩時間	計	6～8時間未満	8時間以上
計	100.0 (92,512)	100.0 (19,929)	100.0 (92,588)
45分未満	1.5	2.6	1.8
45～60分未満	16.3	25.0	14.0
60～90 "	74.8	60.1	78.8
90～120 "	8.8	11.0	5.7
120分以上	0.4	1.3	0.1
不明	0.2	—	0.1

注) ()内は回答した事業所数

表8 女子パートタイマーの所定労働時間別、休憩時間別事業所の割合

(%)

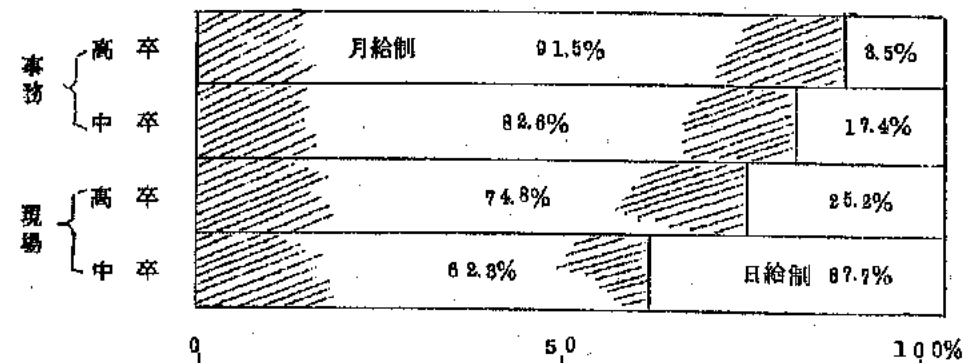
1日の所定労働時間	計	6時間未満	6～8時間未満
休憩時間			
計	100.0 (16,093)	100.0 (6,167)	100.0 (8,753)
休憩なし	18.7	38.9	1.4
45分未満	3.0	5.4	1.8
45～60分未満	17.7	18.8	18.8
60～90 "	54.3	31.8	71.7
90～120 "	2.6	0.7	8.8
120分以上	0.8	—	—
不明	8.4	9.6	2.7

注) ()内は回答のあった事業所数。計には「その他」少数を含む。

(5) 初任給

初任給の支払いを月給制としている事業所の割合は、中卒の事務について88%、同現場で62%、高卒の事務で91%、同現場で75%である。それぞれ残りの事業所では日給制をとっている。全体に事務では現場より月給制がより多く、高卒の場合に中卒より月給制とするところが多い。(図3)

図3 賃金支払形態別事業所の割合



—新規採用者の初任給—

常用女子の初任給は、中卒では主として10,000円～20,000円までに分布し、14,000円～16,000円が多く、高卒では12,000円～25,000円までに分布し16,000円～18,000円とするところが最も多い。10,000円未満という低い初任給が中卒現場に1.6%、高卒現場に0.5%とわずかながら存在する。中卒では20,000円以上の初任給はほとんどなく、高卒では25,000円以上の初任給は全然ない。事務と現場の初任給の差は10,000円未満の初任給が現場にしかみられないということ以外には目立つものはない。しかし、中卒では現場の初任給は12,000円～18,000円までに集中しているのに対して、事務の方が他のランクにも分散している。高卒の場合はこのような差はほとんどない。(表9)

初任給に男女差のある事業所は80%前後であるが、中卒より高卒の初任給に、事務より現場の初任給に差のある事業所がやや多くなっている。中卒事務については27%、同現場については32%、高卒事務については81%、同現場については83%の事業所が男女差をもうけている。

なお、初任給の男女差については、同学歴のものを男女ともに採用していないため比較の対象がなく不明という回答が多く中卒について80～90%、高卒については40～48%

の事業所がこれに該当している。

初任給に男女差がある場合、そのほとんどが女子の方が低くなっており、高卒事務の場合、女子の方が高いという事業所がとくわずかあるだけである。(表9)

初任給が男子にくらべ女子の方が少なくなっている事業所について、男女の差額を調べてみると、500円未満の少額のものから、5,000円以上という高額のものまである。最も多いのは、中卒、高卒、事務、現場の別なく1,000円台の差である。次に多いのが2,000円台の差である。(表10)

表9 女子の初任給額別男女差の有無別事業所の割合

(新規採用者)

(%)

区 分		中 卒		高 卒	
		事 務	現 場	事 務	現 場
女子の初任給(月額)	計	100.0 (11,200)	100.0 (25,508)	100.0 (34,508)	100.0 (14,801)
	1,000.0円未満	—	1.6	—	0.5
	10,000~11,999円	10.6	6.1	0.7	0.6
	12,000~13,999円	17.3	20.3	9.1	7.0
	14,000~15,999円	35.8	35.6	19.8	17.8
	16,000~17,999円	19.8	27.3	30.4	35.8
	18,000~19,999円	15.4	8.6	28.8	29.0
	20,000~24,999円	1.1	1.5	11.7	10.9
初任給男女のおけ差	計	100.0 (11,688)	100.0 (33,518)	100.0 (36,442)	100.0 (28,275)
	比較の対象なし	35.9	38.9	47.7	45.8
	男女差なし	36.7	29.6	21.6	21.7
	男女差あり	27.4	31.5	30.7	32.5
	[うち女子の方が低い]	[27.4]	[31.5]	[30.5]	[32.5]

注) ()内は回答した事業所の数

表10 初任給(月額)の男女差額別事業所の割合

(新規採用者)

(%)

女子の方が低い事業所の男女差額	中 卒		高 卒	
	事 務	現 場	事 務	現 場
計	100.0 (8,200)	100.0 (10,556)	100.0 (11,172)	100.0 (7,567)
500円未満	7.4	8.8	2.5	0.9
500~999円	8.3	16.3	15.8	8.7
1,000~1,999円	39.0	40.8	37.8	51.9
2,000~2,999円	27.9	20.1	21.9	16.9
3,000~3,999円	2.6	6.0	6.2	10.5
4,000~4,999円	—	3.6	3.5	4.8
5,000円以上	14.8	8.9	9.8	6.8

注) ()内は初任給が女子の方が低い事業所数

—中途採用者の初任給—

常用労働者を中途採用する場合の初任給は、女子では主に12,000円~25,000円の間に分布し、男子では30,000円以上に集中しており、男女の差が相当大きい。男子では30,000円以上が30才採用の場合で33%、40才採用の場合で40%あるが、女子にはほとんどみられない。一方、女子の初任給には、18,000円未満が30才採用で55%、40才採用で57%あるのに対して、男子では10%程度である。(表11)

臨時の女子労働者の中途採用賃金は、日給400円台とする事業所が最も多く、つぎが多いのが500円台となっている。400円~700円未満の初任給は30才採用で8.2%、40才採用で8.4%と、大部分がこのランクに属している。

これに対して臨時男子の中途採用賃金は800円台が最も多くなっている。(表12)

中途採用者の初任給の決定基準をみると、常用女子では「年令で定める」が12%、「経験で定める」が18%、「経験と年令で定める」が48%と一番多い。この傾向は臨時の場合も同様である。また、年令と経験以外の要素を決定基準としているところもかなり多い。男子の場合は年令と経験を決定基準とするところが女子の場合より多く、その他の要素を基

表11 中途採用者の初任給額別事業所の割合
(常用労働者)^{注2)} (%)

採用年令 初任給額 (月給)	80才で採用した場合		40才で採用した場合	
	女	男	女	男
計	100.0 (32,907)	100.0 (34,104)	100.0 (29,141)	100.0 (30,868)
10,000円未満	—	0.5	—	0.5
10,000~11,999円	2.9	0.2	2.1	—
12,000~13,999円	11.2	1.2	18.1	1.1
14,000~15,999円	18.6	8.8	20.1	8.6
16,000~17,999円	22.6	4.0	21.8	8.8
18,000~19,999円	14.2	9.1	14.2	6.7
20,000~24,999円	21.8	19.2	22.8	18.8
25,000~29,999円	8.0	29.6	5.4	26.2
30,000円以上	1.8	82.5	1.5	89.8

注1) ()内は回答した事業所の数

注2) 経験なしの者を常用労働者として、80才、40才で採用した場合の標準初任給

表12 中途採用者の初任給額別事業所の割合
(臨時労働者) (%)

採用年令 初任給額 (日給)	80才で採用した場合		40才で採用した場合	
	女	男	女	男
計	100.0 (8,086)	100.0 (6,405)	100.0 (7,812)	100.0 (6,286)
400円未満	0.5	—	0.5	—
400~499円	86.9	8.1	42.0	8.2
500~599円	26.7	7.0	22.6	6.0
600~699円	18.4	11.6	18.1	10.8
700~799円	4.9	9.6	5.0	12.8
800~899円	11.8	81.8	8.6	27.7
900~999円	0.4	9.8	1.0	8.7
1,000~1,199円	0.9	11.9	1.8	15.4
1,200~1,399円	—	9.1	—	8.6
1,400円以上	—	—	—	1.8

注) ()内は回答した事業所の数

準にするというのは女子に比べて少ない。年令と経験以外の決定基準についての具体的な内容については今回の調査では聴取していない。(表13)

表13 中途採用者の初任給決定基準別事業所の割合
(%)

雇用形態 初任給 決定基準(M,A)	常 用		臨 時	
	女	男	女	男
計	100.0 (82,803)	100.0 (82,271)	100.0 (15,022)	100.0 (14,070)
年令で定める	11.8	7.4	10.8	9.8
経験で定める	17.6	18.3	18.8	19.4
経験と年令で定める	48.1	56.8	26.7	39.0
そ の 他	81.5	22.7	49.2	35.9

注) ()内は回答した事業所数

(6) 女子パートタイマーの賃金

女子パートタイマーの賃金の支払い形態をみると、事業所の90%までが月払いである。日払いや週払いは1%前後しかない。支払い形態の不明確な事業所が5%ある。(表14)

表14 規模別女子パートタイマーの賃金支払い形態別事業所の割合 (%)

事業所規模 支払い形態	計	30~99人	20~29人
計	100.0 (14,021)	100.0 (5,453)	100.0 (8,568)
日 払 い	0.7	1.8	—
週 払 い	1.2	8.2	—
月 払 い	80.9	88.7	90.7
そ の 他	8.8	2.8	8.9
不 明	5.4	5.5	5.4

注1) 現場労働者の場合に限る。事務労働者については回答事業所が少ないのでぞいた。

注2) ()内は回答した事業所の数

1時間当り賃金額は80円台をピークに、50円～109円の間に主として分布している。80円台とする事業所は全体の84%、60円台、70円台、90円台とする事業所はいずれも11%を占めている。110円以上の事業所は一段と少なくなり、4%である。これらの分布は規模により差があり、80～99人規模の事業所では、110円以上の賃金を支払っているところが11%あるのに対して10～29人規模の事業所では皆無である。(表15)

表15 規模別女子パートタイマーの賃金額別事業所の割合

(%)

賃金額 (1時間あたり)	事業所規模	計	80～99人	10～29人
計		100.0 (14,021)	100.0 (5,458)	100.0 (8,563)
40円台		1.0	0.6	1.8
50 "		6.8	3.5	9.0
60 "		10.6	11.0	10.8
70 "		11.2	12.5	10.5
80 "		88.7	25.0	88.7
90 "		11.4	15.9	8.5
100 "		14.8	14.9	14.7
110 "		1.5	4.0	—
120 "		0.9	2.4	—
130 "		0.2	0.6	—
140 "		0.5	1.8	—
150 "		0.1	0.4	—
200円以上		0.9	2.4	—
不明		6.4	5.5	7.0

注1) 現場労働者の場合に限る。事務労働者については回答事業所が少ないのでぞいた。

注2) ()内は回答した事業所の数

(7) 定期昇給制度の有無

定期昇給制度は常用一般労働者の場合、88%の事業所で設けられているが、常用でもパートタイマーの場合は48%と半減している。臨時労働者については、定期昇給制度のある事業所は少なく、一般労働者で48%、パートタイマーで51%であり、約半数の事業所では定期昇給が行われていない。

定期昇給制度に男女差がある事業所の割合は、常用一般が56%、同パートタイマーが44%、臨時一般が57%、同パートタイマーが47%である。(表16)

表16 定期昇給制度の有無別事業所の割合

(%)

区 分	常 用		臨 時	
	一 般	パート	一 般	パート
計	100.0 (96,181)	100.0 (12,614)	100.0 (12,586)	100.0 (4,808)
昇給制度なし	11.8	52.4	56.9	49.2
昇給制度あり	88.7	47.6	43.1	50.8
男女差あり	55.7	43.8	56.9	46.6
男女差なし	43.8	35.8	34.3	46.1
不明	0.5	20.4	8.8	7.3
小 計	100.0	100.0	100.0	100.0

注) ()内は回答した事業所の数

(8) 昇進・昇格制度の有無

役付への昇進の有無をみると男女の差が相当ある。女子については「なし」とする事業所の割合が高く、新規採用者の場合は77%、中途採用者では79%にのぼっている。男子については昇進ありの事業所の割合が高く、新規採用で61%、中途採用で55%となっている。男女とも中途採用者に対しては昇進なしとするところが、新規採用にくらべて若干多くなっている。(表17)

臨時から常用への昇格の有無をみると、男女の差はあまりなく、採用別の差もほとんどみられない。女子では、新規採用の場合、昇格ありの事業所が65%を占めている。中途採用の場合は、この割合が若干低く61%となっている。(表18)

表17 役付への昇進の有無別事業所の割合

(%)

区 分		計	あ り	な し
新規採用	女	100.0 (78,897)	23.4	76.6
	男	100.0 (80,465)	61.0	39.0
中途採用	女	100.0 (86,352)	20.9	79.1
	男	100.0 (87,568)	55.2	44.8

注) ()内は回答した事業所の数

表18 臨時から常用への昇格の有無別事業所の割合

(%)

区 分	新 規 採 用		中 途 採 用	
	女	男	女	男
計	100.0 (80,072)	100.0 (20,981)	100.0 (35,917)	100.0 (35,469)
あ り	65.0	67.4	81.8	87.8
な し	35.0	32.6	18.2	12.2

注) ()内は回答した事業所数

(9) 定年制度の有無

定年制度のある事業所の割合は81%である。この割合を規模別にみると、30～99人では50%、10～29人規模では23%となり、小規模事業所ほど定年制度のない事業所が多い。定年制度のある事業所のうち男女差のある定年制度を設けている事業所は2割をこえ、この場合に女子の定年年令をみると、50～54才とするものが多く80%、以下、45～49才が22%、55才以上が19%、30～39才が11%などである。(表19、図4)

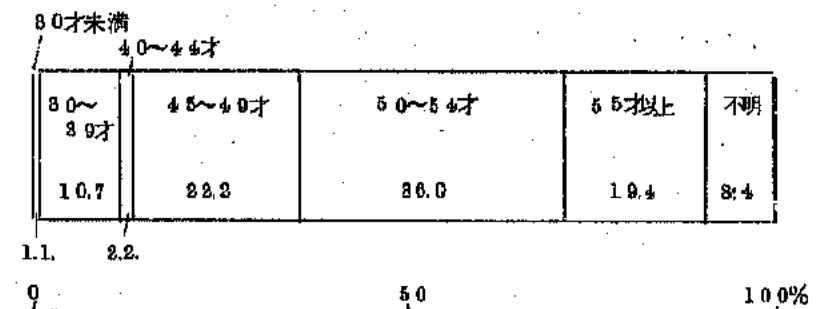
表19 規模別、定年制度の有無別事業所の割合

(%)

事業所規模 定年制度の有無	計	30～99人	10～29人
計	100.0	100.0	100.0
定年制度なし	68.9	49.8	77.8
定年制度あり	31.0	50.2	22.2
男女差あり	21.5	24.2	18.9
男女差なし	78.5	75.8	81.1
小 計	100.0	100.0	100.0
不 明	0.1	—	0.2

図4 女子の定年年令別事業所の割合

(定年制に男女差のある事業所8,419について)



(10) 退職金制度の有無

退職金制度のある事業所は全体の85%である。規模別に差があり、30～99人では78%と高く、10～29人では59%となつている。退職金制度のある事業所のうちその内容に男女差がある事業所は27%で、規模別にみると30～99人が22%、10～29人が30%で小規模ほど多い。(表20)

表 20 規模別、退職金制度の有無別事業所の割合

(%)

事業所規模 退職金制度の有無	計	30～99人	100～299人
計	100.0	100.0	100.0
退職金制度なし	84.8	21.0	40.8
“ あり	64.9	78.6	59.0
男女差あり	27.0	22.4	29.7
男女差なし	70.9	76.4	67.7
不 明	2.1	1.2	2.6
小 計	100.0	100.0	100.0
不 明	0.8	0.4	0.2

① 福利厚生施設の有無

なんらかの福利厚生施設を有する事業所は全体の89%である。規模別にみると若干差があり、30～99人では96%と高く、100～299人では86%となつている。施設のうち更衣室は88%の事業所に、食堂は62%の事業所に、休養室は44%の事業所に設けられている。娯楽室のある事業所は14%と少ない。保育室、授乳室などを有する事業所は稀少である。(表21)

② 社会保険の加入状況

—一般労働者—

各種社会保険に従業員の一部あるいは全員が加入していない事業所の割合は、失業保険では9%、健康保険では9%、厚生年金で10%となつている。未加入の理由としては、「本人が入りたがらない」というのが、失保、健保でそれぞれ58%、厚生年金で40%を占めている。

また未加入の理由が不明確なものも少なくない。厚生年金では理由不明が20%を超えている。

未加入の理由の「その他」には、「短期間雇用で入れ替りがはげしいから。いつやめるかわからないから加入させない。採用後一定期間(2カ月～1年)は未加入としている」などの理由が多い。健康保険については「すでに国民健康保険等の被保険者となつているから。」

表 21 福利厚生施設の有無別事業所の割合

(%)

事業所規模 福利厚生施設の有無	計	30～99人	100～299人
計	100.0	100.0	100.0
施設なし	11.0	3.8	14.1
施設あり	89.0	96.2	85.9
更衣室	87.6	81.4	60.8
休養室	44.3	49.1	42.0
食堂	62.0	74.1	55.6
授乳室	0.3	0.3	0.2
保育室	0.1	0.2	-
娯楽室	14.1	24.8	8.8
寄宿舎	22.9	32.9	18.0
住込施設	37.0	32.6	39.2
その他	15.2	20.4	12.7
小 計(MA)	100.0	100.0	100.0

という理由が多い。1、2例であるが、「事業主の負担になるから。掛金が高いから。」という記述もある。(表22)

表 2 2 社会保険の加入状況別事業所の割合

(一般労働者) 注1) (%)

区 分	加 入 状 況			未 加 入 の 理 由(MA)					
	計	全 員 加 入	一 部 未 加 入	全 員 未 加 入	計	本 人 が 入 ら な い	手 面 続 倒 き だ か ら	そ の 他	不 明
失業保険	(96,181) 100.0	91.4	4.8	3.8	(8,246) 100.0	52.9	4.6	88.2	11.0
健康保険	(96,181) 100.0	91.0	6.8	2.2	(8,575) 100.0	52.9	2.8	83.7	18.1
厚生年金	(96,181) 100.0	90.0	6.8	3.2	(9,811) 100.0	46.0	11.8	82.0	20.2
労災保険注3)	(96,181) 100.0	95.8	1.8	2.4	(8,269) 100.0	25.4	3.5	41.4	29.7

注1) 常用労働者のみ

注2) ()内は回答した事業所数

注3) 調査対象事業所の場合、労災保険は強制適用されるので、実際に「未加入の労働者がいる」ということではなく、事業所の労災保険に対する認識不足を示す数字である。

—パートタイマー—

パートタイマーの場合は社会保険に全員未加入という事業所の割合が非常に高く、失業保険で52%、健康保険で54%、厚生年金で54%にのぼっている。一部未加入の事業所を加えると、6割前後の事業所がいずれの保険にも未加入の労働者がいることになる。未加入の理由としては「パートタイマーだから」という回答が非常に多く、失業保険については71%、健康保険については69%、厚生年金については82%の事業所がこれに回答している。「本人が入りたがらない」というのが失業保険、健康保険、厚生年金では20%程度を占めている。(表23)

表 2 3 社会保険の加入状況別事業所の割合

(パートタイマー) 注1) (%)

区 分	加 入 状 況				未 加 入 の 理 由(MA)					
	計	全 員 加 入	一 部 未 加 入	全 員 未 加 入	計	本 人 が 入 ら な い	手 面 続 倒 き だ か ら	バ た 1 か ト ラ	そ の 他	不 明
失 業 保 険	(9,478) 100.0	42.3	5.6	52.1	5,467 100.0	22.7	—	71.3	8.7	1.9
健 康 保 険	(9,478) 100.0	37.1	3.9	54.0	5,957 100.0	24.7	2.4	80.1	8.1	—
厚 生 年 金	(9,415) 100.0	37.5	8.3	54.2	5,887 100.0	23.1	1.2	61.8	13.3	1.9
労 災 保 険注8)	(9,415) 100.0	61.0	2.9	36.1	8,088 100.0	9.9	—	82.1	6.1	1.5

注1) 常用労働者のみ

注2) ()内は回答した事業所数

注3) 調査対象事業所の場合、労災保険は強制適用されるので、実際に「未加入の労働者がいる」ということではなく、事業所の労災保険に対する認識不足を示す数字である。

③ 女子労働者の採用状況

イ 充足状況

採用予定人員に対して実際どれだけ充足できたかをみると、全事業所の平均で新規採用の場合女子が34%、男子が37%、中途採用の方が充足率が高く女子57%、男子51%となつている。小規模事業所ほど充足率が低く、10～29人規模の女子労働者の充足率は新規採用で29%、中途採用で52%であり、30～99人規模にくらべると10%前後低くなつている。男子では規模間の充足率の差が女子よりも大きく、10～29人規模の方が18%前後低くなつている。(表24)

平均の充足率は以上のようなものであるが、労働者の充足状況には、全然充足されない事業所から100%以上充足されたという事業所まで個々にかなりの差がみられる。女子労働者が全然充足されなかつた事業所の割合は新規採用については31%、中途採用では15%となつている。これに対して100%以上充足されたという事業所も相当あり、新規採用

表 2 4 規模別常用労働者の充足率

(%)

区 分	女		男	
	新規採用	中途採用	新規採用	中途採用
計	34.0	57.1	37.4	51.2
80~99人	39.0	61.4	44.8	60.4
10~29人	29.2	52.3	27.4	41.8

注) 充足率 = $\frac{\text{採用人員}}{\text{採用予定人員}}$

表 2 5 常用労働者の充足状況別事業所の割合

(%)

区 分	女		男	
	新規採用	中途採用	新規採用	中途採用
計	100.0 (84,587)	100.0 (45,486)	100.0 (88,183)	100.0 (39,809)
全然充足されない	81.3	14.7	84.1	17.4
100%以上充足された	33.6	83.8	23.8	32.7
一部充足された	29.7	24.3	38.2	29.4
10%未満充足	2.7	0.5	0.8	1.4
10~19%充足	12.8	6.0	5.9	6.8
20~29%	24.3	18.4	15.8	18.0
30~39%	14.6	14.1	13.6	18.1
40~49%	6.5	10.5	19.4	11.6
50~59%	21.1	23.9	26.2	18.8
60~69%	8.1	17.3	10.8	14.5
70~79%	5.5	1.1	4.1	5.6
80~89%	4.9	7.4	3.7	5.2
90~99%	—	0.4	0.6	—
小 計	100.0	100.0	100.0	100.0
予定がないが採用した	5.4	22.2	4.4	20.5

注) () 内は回答した事業所数

で84%、中途採用で89%となつている。

一部しか充足されなかつた事業所が全体の80%（新規採用で）あるが、このうち6割の事業所では採用予定人員の半数以下しか充足されていない。（表25）

常用女子労働者を希望どおり採用できなかった事業所でどのような対策がとられたかをみると、「新規採用を中途採用にかえた」というのが48%で最も多く、パートタイマーにかえたというのは6%である。「特に手をうたなかつた」という事業所も82%あつてかなり多く、この割合は小規模事業所ほど高くなつている。「その他」の中の自由記述をみると、仕事の量を調整するために「生産を減らす」という事業所が多く、「労務管理の充実、機械化する」という事業所は2・8例しかない。また、「内職者、学生アルバイト、家族。」などまじあわせの労働力によつてきりぬけるという事業所も多い。そして、新規採用、中途採用の区別などなく、入さえあればいつでも採用したいという態勢にある事業所が多いことも自由記述の中からうかがえる。（表25）

表 2 6 充足方法別常用女子労働者を希望どおり採用できなかった事業所の割合

(%)

区 分	計	80~99人	10~29人
計 (M.A.)	100.0 (83,901)	100.0 (11,813)	100.0 (22,288)
新規採用を中途採用にかえた	47.5	56.6	43.2
常用を臨時にかえた	2.8	5.0	1.6
パートにかえた	5.5	5.0	5.8
そ の 他	26.9	24.1	20.9
特に手をうたなかつた	32.0	28.2	35.0

注) () 内は回答した事業所数

ロ、採用条件

常用女子労働者の採用条件をみると、新規採用では、高卒以上の学歴を必要とする事業所は全体の52%もあるが、学業成績を問う事業所は少なく全体の24%である。また資格・免許を必要とする事業所も少なく10%しかない。面接による入社試験のある事業所は92%と大部分である。筆記試験を行なう事業所は全体の15%にすぎない。扶養家族

のあるものを不可とする事業所が全体の84%ある。

採用条件を男女比較してみると全体的にほとんど差がないが、学歴に関しては女子の方が高卒以上を必要とするものが多く、男子では中卒とする事業所の割合が女子よりも高い。(表27)

表27 常用労働者採用条件別事業所の割合
(新規採用の場合)

事業所総数=100%		
採用条件	女	男
学歴 { 高卒以上とする	51.7%	44.1%
(M.A.) { 中卒とする	50.5	60.4
学業成績 問	28.8	22.8
資格免許 必要とする	10.0	11.3
扶養家族 可とする	66.2	68.5
入社試験 { 筆記あり	14.9	18.5
{ 面接あり	92.0	88.4

注1) 各条件別に他の回答すなわち「問わない」「不必要」「不可」等の回答事業所を含めて100%となるものである。

注2) 回答した事業所数は女子については88,929、男子については88,292である。

中途採用の場合の常用女子労働者の採用条件をみると、「学歴を問う」「学業成績を問う」「資格・免許を必要とする」という事業所の割合は非常に少なく、それぞれ1.0%、8%、5%にすぎない。「経験を問う」事業所が1.0%あるが、これは男子の場合の8.8%に比べると2分の1である。「年令不問」の事業所は2.2%あり、40才以上を条件とするところが4.5%もある。30才未満を条件とする事業所は8%と少ない。

有夫者を不可とする事業所は1.8%、こどものある者を不可とする事業所は1.4%、扶養家族のある者を不可とする事業所は1.1%である。筆記による入社試験を行う事業所は2%しかなく、新規採用の場合よりさらに少なくなっている。面接による入社試験をする事業所が8.1%であるから、入社試験を全然行なわない事業所も2割近くあるものと推定される。

男子の場合は資格・免許を必要とする事業所の割合が1.4%で、女子にくらべて高くなっている。その他の条件についてはあまり男女差がみられない。(表28)

表28 常用労働者の採用条件別事業所の割合

(中途採用の場合) 事業所総数=100%

採用条件		女	男
年 令	不 問	21.6%	18.5%
	24才未満	4.1	1.8
	25~29	9.8	6.9
	30~34才	9.6	11.3
	35~39才	5.7	5.9
	40~44才	21.1	18.8
	45~49才	7.9	6.9
	50~59才	18.8	14.5
	60才以上	2.8	5.5
	不 明	9.8	10.4
学歴を問う		9.6	7.1
学業成績を問う		8.8	8.6
資格・免許を必要とする		4.6	13.5
有夫者を可とする		86.7	—
扶養家族のある者を可とする		89.3	91.0
こどものある者を可とする		86.8	—
経験を問う		15.7	82.7
入社試験(筆記による)あり		1.0	8.4
" (面接による)あり		80.0	84.8

注1) 各条件別に他の回答、すなわち「問わない」「不必要」「不可」などを回答した事業所を含めて100%となるものである。

注2) 回答した事業所数は女子については51,261、男子については45,081である。

ハ、80才以上の女子の採用状況および今後の採用見通し

80才以上の女子を採用したことのある事業所は84,105カ所で、全事業所の87%にあたる。そして、80才以上になつてから採用された女子労働者は52万人を数え、全女子労働者の47%にのぼっている。この人々を雇用形態別にみると常用が92%、臨時が7%、日雇が1%である。勤続年数は1年未満の者が23%、1年が14%、2年が18%、3~4年が19%、5~9年が21%、10年以上が10%となつている。臨時・日雇に限つてみると勤続6カ月未満の者が48%で大半を占めているが、2年以上勤続のものが28%あることは注目される。(表29)

表29 雇用形態別、勤続年数別採用時80才以上の女子労働者の割合

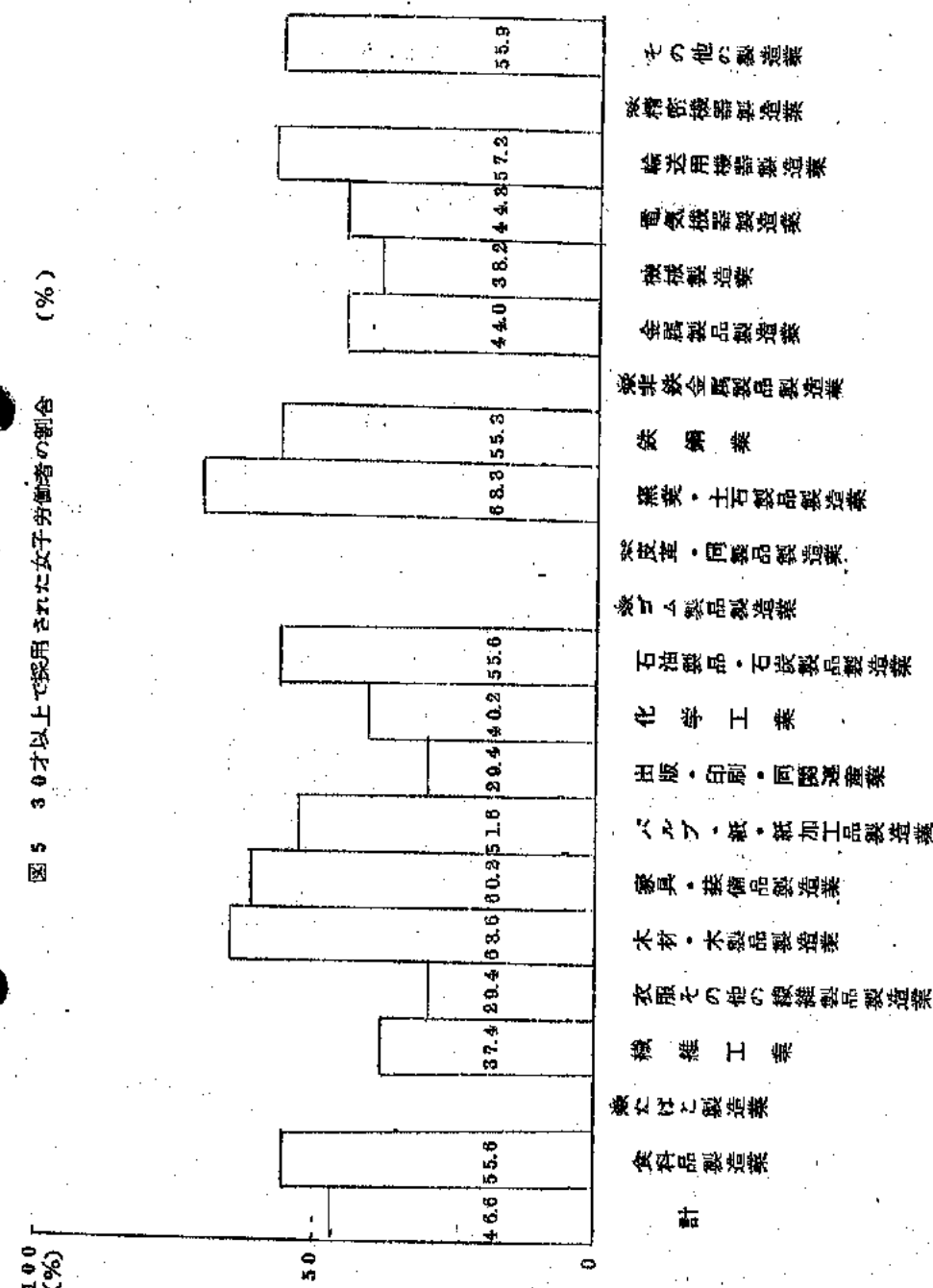
雇用形態 勤続年数	計	常用	臨時・日雇
計	100.0 100.0	92.3 100.0	7.7 100.0
6カ月未満	18.3	10.8	48.0
6~12カ月	9.3	8.4	10.7
1年	14.1	14.1	14.2
2年	18.1	18.6	7.6
3~4年	19.3	20.8	7.1
5~9年	21.3	22.6	6.7
10~14年	7.2	7.7	1.8
15年以上	2.4	2.5	0.4

注) 回答した事業所数は84,105である。

80才以上で採用された女子労働者の割合は、窯業・土石製品製造業では08%を占めて最も高く、木材、木製品製造業の64%、家具・装備品製造業の60%などがこれに続いている。一方、衣服・その他の繊維製品製造業、出版・印刷・同関連産業では20%を占めるにすぎず、全業種の平均(47%)より相当低くなつている。(図5)

今後80才以上の女子を雇用する予定の事業所は全体の62%ある。このうち、91%の事業所は常用労働者として、18%の事業所ではパートタイマーとしての雇用を予定してい

図5 80才以上で採用された女子労働者の割合 (%)



注) 業印はサンプル数が少ないので掲載しなかった。計はその数字がふくまれている。

る。職種では、製造作業に予定している事業所が全体の50%、単純作業に予定しているところが54%である。規模間にはほとんど差がないが、30～99人規模の方がパートタイマーとして30才以上の女子を雇用する予定という事業所の割合が高くなっている。(表80)

表80 規模別30才以上の女子雇用予定の有無別事業所の割合

(%)			
区 分	計	30～99人	100～29人
計	100.0	100.0	100.0
雇用予定なし	88.2	87.7	88.4
雇用予定あり	61.8	62.3	61.6
雇用形態			
常用	90.9	89.0	91.4
臨時・日雇	15.4	18.8	10.1
勤務形態			
一般	91.4	94.9	80.9
パート	12.8	11.8	8.4
職種			
事務	4.8	1.2	8.5
製造作業	49.6	40.9	40.5
単純作業	58.5	57.1	51.9
その他	1.0	0.5	2.0

2 製造業小規模事業所の常用女子労働者 (B調査票より)

(1) 年 令

製造業小規模事業所に働く常用女子労働者の平均年齢は33才で、事業所規模別にみると30～99人では33才、100～29人規模では35才となっており、両者の規模間に2才のひらきがある。配偶関係別の平均年齢は、未婚者が22才、有夫者が38才、死別者が51才、離別者が42才となっている。平均年齢は勤続年数が高まるほどあがるが、勤続1年未満の平均年齢が20才、同2年未満の平均年齢が30才となっており、勤続年数の低い者の平均年齢もかなり高い。(表81)

年齢別の構成をみると、20才未満が18%、20～29才が29%、30～39才が20%、40～49才が同じく20%、50～59才が10%となり、30才以上の労働者が58%を占めている。

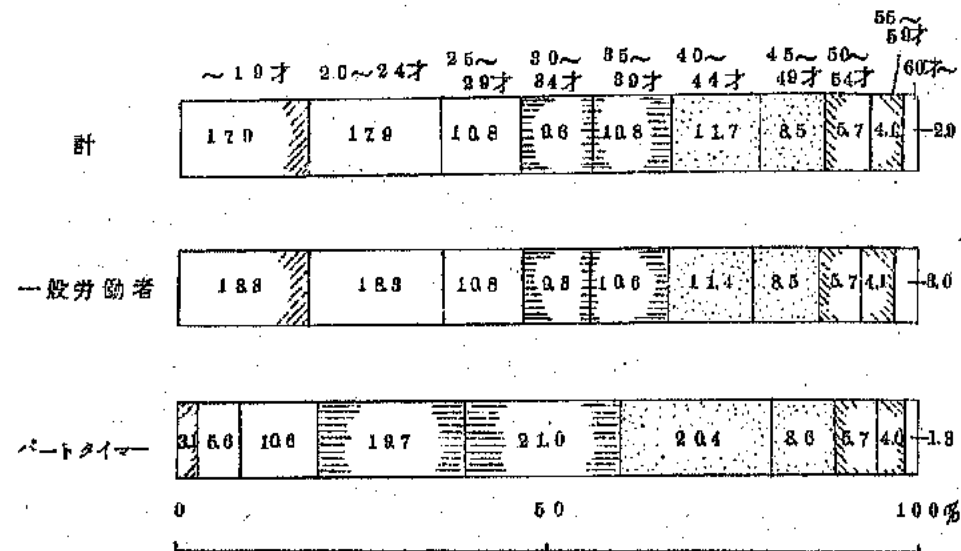
年齢別構成は勤務形態によってかなり差があり、パートタイマーでは、30才～44才の層が一般労働者に比べて圧倒的に多く、全体の61%を占めており、24才未満の層は1割にみえない。パートタイマーの81%が30才以上の労働者である。これに対して、一般労働者の場合は24才未満が37%で、30才以上が58%である。(図6)

付表Bにあるように、平均年齢は業種によってかなりの差がある。木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業が最も高く38才である。皮革・同製品製造業、鉄鋼業の2業種では、37才である。平均年齢の若いのは衣服・その他の繊維製品製造業の28才、出版・印刷・同関連産業の29才などである。このように、最高と最低の間に約10才のひらきがある。

表81 規模別、配偶関係別、勤続年数別、女子労働者の平均年齢

		事業所規模		配 偶 関 係			
区 分	計	30～99人	100～29人	未 婚	有 夫	死 別	離 別
計	33	33	35	22	38	51	42
0年	20	28	29	20	35	50	38
1	30	30	31	20	37	49	40
2	32	31	33	21	38	50	40
3～4	34	33	36	22	39	50	41
5～9	38	38	38	26	40	51	45
10～14	43	43	43	34	42	53	46
15～19	46	46	47	38	45	52	47
20～29	48	48	49	48	44	54	48
30年～	57	54	62	48	54	57	55

図8 勤務形態別、年令別女子労働者の割合



(2) 入社時年令

常用女子労働者には新規卒採用以外の中途採用者が非常に多く、全体の78%を占めている。この割合は業種によって差があり、9割前後を中途採用者が占めているのは、皮革・同製品製造業(90%)、電気機器製造業(89%)、窯業、土石製品製造業(88%)、鉄鋼業(88%)である。一方、中途採用者の割合が比較的少ないのは、衣服・その他の繊維製品製造業(66%)、出版・印刷・同関連産業(68%)、繊維工業(69%)である。(付表B)

新規採用、中途採用の別を問わず、事業所に入社した当時の年令別に労働者の構成をみると、30才未満で入社した者が31%を占めていて多いが、20才以上でも各年令階級とも10%前後を占めており、30才以上の中高年令で入社した者が常用女子労働者の46%もあり、労働力として不可欠の存在となっている。パートタイマーの場合は、特に中高年令で入社した者が多く、30才以上で入社した者が78%を占めている。(表82)

表82 勤務形態別入社時年令別女子労働者の割合

		(%)		
勤務形態	計	一般労働者	パートタイマー	
入社時年令				
計	100.0	97.1	100.0	2.9
~10才	14.0	15.0		0.8
17~19	13.2	13.5		4.9
20~24	13.7	13.8		7.4
25~29	9.8	9.8		9.5
30~34	11.8	10.9		26.2
35~39	12.3	12.0		20.6
40~49	16.9	15.1		22.1
50才~	9.8	6.8		8.4
不明	—	—		0.7

(9) 配偶関係

常用女子労働者の配偶関係は、未婚者39%、有夫者49%、死離別者11%であるが、パートタイマーに限ってみると、有夫者が86%にのぼっている。(表83)

付表Bにあるように有夫者の割合が6割を超える業種は木材・木製品製造業(68%)、窯業、土石製品製造業(64%)、皮革・同製品製造業(63%)、家具・装備品製造業(62%)、電気機器製造業(61%)である。

一方、有夫者の割合の低い業種は、出版・印刷・同関連産業(32%)、衣服・その他の繊維製品製造業(35%)、繊維工業(39%)などである。(付表B)

表83 勤務形態別・配偶関係別女子労働者の割合

		(%)					
勤務形態	配偶関係	計	未婚	有夫	死別	離別	不明
計		100.0	39.2	49.8	8.4	2.9	0.2
一般		100.0	40.1	48.8	8.5	2.9	0.2
パート		100.0	7.5	84.9	6.0	1.3	0.3

配偶関係と年令をクロスしてみると、未婚者は24才未満の層に集中しており、30才以上の未婚者は9%にすぎない。有夫者では78%が25才~49才層の各層におおむね均等に分布している。死離別者では88%が40才以上の層に均等に分布している。(表84)

表 8 4 配偶関係別、年齢別女子労働者の割合

(%)

年齢	配偶関係	計	未婚	有夫	死離別
計		100.0	100.0	100.0	100.0
～16才		3.3	9.7	0.0	—
17～19		14.1	35.1	0.5	—
20～24		17.9	36.2	7.4	0.2
25～29		10.8	10.1	13.4	1.8
30～34		0.6	3.8	15.8	0.4
35～39		10.8	2.1	18.4	8.8
40～44		11.7	1.6	18.8	15.1
45～49		8.5	0.8	12.5	17.9
50～54		5.7	0.4	7.1	18.9
55～59		4.1	0.3	4.1	17.8
60才～		2.9	0.2	2.4	14.7
不 明		0.1	0.2	0.1	0.0

(4) 学 歴

常用女子労働者を学歴別にみると、中学卒が7.5%、高校卒が9.2%、短大以上卒が1%となっている。学歴を新規採用者と中途採用者に分けてみると、新規採用者では高校卒が9.4%で、中途採用者の場合よりかなり多くなっている。(表 8 5)

付表 B により業種別にみると、高卒以上の学歴を持つ労働者の割合は、機械製造業の5.5%を筆頭に出版・印刷・同関連産業の4.6%、化学工業の4.1%、鉄鋼業、輸送用機器製造業の4.0%などで高い。これらの業種では事務に従事する労働者の割合が他の業種にくらべ高いのである。一方、繊維工業の1.1%、衣服・その他の繊維製品製造業の1.5%などでは高卒以上の者の割合は低くなっている。(付表 B)

表 8 5 採用別、学歴別女子労働者の割合

(%)

採用	学歴	計	中学卒	高 卒	短大以上卒	不 明
計		100.0	75.9	92.4	1.0	1.8
新規採用者		100.0	0.4.3	83.0	1.8	0.8
中途採用者		100.0	78.4	10.2	0.8	1.6

(5) 職 種

常用女子労働者の職種をみると、製造作業に従事するものが50%、単純作業に従事するものが80%、事務従事者が17%、その他が8%となっている。

事務従事者の多い業種については4.4頁の学歴の項でふれたが、単純作業の労働者が多いのは化学工業の6.8%、パルプ・紙・紙加工品製造業の5.0%、窯業、土石製品製造業の4.8%、木材・木製品製造業の4.5%、食料品製造業の4.4%などである。繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業では、事務も単純作業も製造業全体の平均より一段と少なく、8割前後を製造作業従事者が占めている。(付表 B)

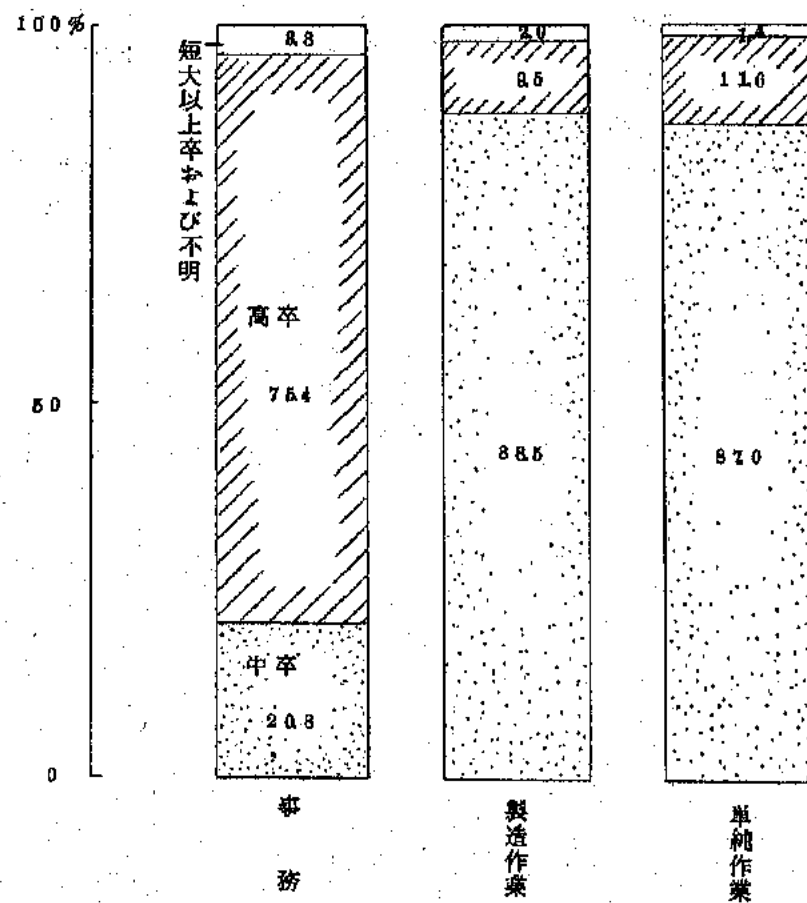
事務従事者では7.5%が高校卒で占められ、製造作業従事者では9.0%が、単純作業従事者では8.7%が中卒である。しかし、単純作業および製造作業に従事するもののうち1割前後は高校卒である。(図 7)

新規採用者の職種別構成では、事務が8.1%、単純作業が1.8%、これに対して中途採用者では、事務が1.4%、単純作業は8.5%となっている。製造作業に従事する者は、新規採用者の場合が5.8%、中途採用者の場合が4.0%を占めて、両者の間にあまり差がない。新規採用者では事務が多く、単純作業が少なく、中途採用者では事務が少なく、単純作業が多くなっているのである。(表 8 6)

表36 学歴別、採用別、職種別女子労働者の割合

区 分	学 歴				採 用	
	計	旧制小学 新制中学卒	旧制高女 新制高校卒	旧制専門 新制短大以上	新 規	中 途
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000
事 務	173	48	582	684	310	135
製造作業	500	588	212	84	581	421
単純作業	229	845	156	26	130	346
そ の 他	27	18	49	254	27	27
不 明	01	01	01	02	01	01

図7 職種別、学歴別女子労働者の割合



職種と入社時年齢との関係を見ると、事務では24才以下で入社した者が8割近くを占め、そのうち、42%は新規学卒（高卒）と思われる17～19才である。単純作業では30才以上で入社した者が多く、8割を占めている。製造作業では新規学卒（中卒）採用と思われる16才未満が28%とかなり多いが、30才以上の中高年齢で入社した者も45%を占めている。（表37）

表37 職種別、入社時年齢別女子労働者の割合

職種 入社時年齢	(%)			
	事 務	製造作業	単純作業	そ の 他
計	1000	1000	1000	1000
～16才	70	220	75	80
17～19	416	118	88	208
20～24	272	117	27	187
25～29	84	89	27	112
30～34	88	110	125	70
35～39	44	124	165	100
40～49	88	150	226	167
50才～	88	58	122	89
不 明	—	00	—	—

(6) 勤続年数

常用女子労働者の勤続年数は、1年に満たないものが28%、1年台が16%、2年台が14%、3～4年台が19%、5～9年台19%である。勤続10年以上の者は8%と少ない。

パートタイマーに限ってみると、勤続年数は非常に短く、1年未満が45%、1年台が22%と、2年未満のものが67%を占めている。しかし、パートタイマーでも8年以上勤続しているものが19%ある。（表38）

表 38 勤務形態別、勤続年数別女子労働者の割合

(%)

勤続年数	計	一 般	パート
計	100.0	100.0	100.0
0年	22.9	22.9	45.4
1年	16.4	16.2	21.5
2年	13.9	13.9	12.5
3～4年	13.6	13.7	13.7
5～9年	10.3	10.3	4.0
10～14年	5.9	6.0	0.9
15～19年	1.9	1.9	0.4
20～29年	0.5	0.5	—
30年以上	0.1	0.2	—
不 明	0.5	0.6	—

勤続年数と入社時年齢の関係を見ると、17～19才、20～24才の層で入社した者に勤続1年未満の者が非常に多く、81～82%を占め、17才未満で入社した労働者、また中高年齢で入社した労働者に比べて全般に勤続年数の短い労働者が多くなっている。

中高年齢で入社した労働者の中には、パートタイマーなども多く、一般に勤続年数は短いと考えられがちであるが、本調査の結果では、勤続1年未満の者は若年で入社した者に比べて少なく勤続8年以上の者の占める割合は若年で入社した者よりも多く、勤続10年以上の者の占める割合をみても、25才以上で入社した労働者に多く、24才以下で入社した労働者には少なくなっている。

30才以上で入社した労働者の勤続年数別構成をみると1年未満が10%、1～2年が28%、3～4年20%、5～9年が28%、10～14年が7%、15年以上が2.6%となっている。(表39)

表 39 入社時年齢別、勤続年数別女子労働者の割合

(%)

入社時年齢	計	～16才	17～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50才～	80才以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0年	22.9	17.7	82.4	30.9	24.3	13.6	17.0	12.6	21.1	18.5
1	16.4	16.2	20.9	17.3	15.9	16.0	14.5	15.2	12.9	14.9
2	13.9	16.8	13.3	14.3	12.1	12.2	11.3	14.6	15.6	13.4
3～4	13.6	23.4	12.3	15.3	17.1	17.3	21.3	20.4	22.6	20.3
5～9	10.3	10.3	13.7	14.9	16.5	21.3	24.1	23.0	20.3	22.7
10～14	5.9	3.7	4.4	3.3	7.3	3.0	6.3	7.4	5.3	7.4
15～19	1.9	1.4	1.3	1.3	2.7	2.6	3.2	1.6	0.6	2.1
20～29	0.5	0.7	0.3	0.4	1.4	0.6	0.7	0.1	—	0.4
30年以上	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	—	—	0.1
不 明	0.5	0.1	1.4	0.7	0.6	0.6	0.1	0.1	0.6	0.2

(7) 労働時間

1日の所定労働時間別に女子労働者の分布をみると、8時間が圧倒的に多く78%を占め、8時間に満たないものが28%あるが、このうちほとんどは7時間台で7時間未満はわずか2%にすぎない。また、8時間を超えるものも4%ある。(表40)

表 40 1日の所定労働時間別女子労働者の割合

所定労働時間	計	一般労働者	パート
計	100.0	100.0	100.0
8時間未満	0.0	0.0	1.3
8時間台	0.1	0.0	5.0
4年	0.3	0.0	10.3
5年	0.5	0.0	10.9
6年	1.0	0.3	23.0
7年	20.6	20.3	31.1
8時間	73.4	75.4	5.3
8時間以上	3.7	3.3	—
不 明	0.4	0.2	3.6

(3) 賃 金

—平均賃金—

常用女子労働者の平均賃金（月額）は17091円で、勤務形態別にみると、一般労働者が17259円、パートタイマーは11879円である。パートタイマーは短時間就労者であるので、一般労働者より月額賃金が低いのが普通であるが、労働時間が一般労働者と同じ場合も、一般労働者よりかなり低いものがある。（表41）

表41 勤務形態別1日の所定労働時間別平均賃金額（月額）

所定労働時間	計	一 般	パ ー ト
計	17091	17259	11879
9時間未満	—	—	5200
8時間台	—	—	5933
4 "	—	—	7599
5 "	—	—	13041
6 "	13842	17228	11870
7 "	17790	18025	12693
8時間	17081	17186	12648
8時間以上	—	17280	—

また、女子の月額賃金は12000円～20000円の間主として分布しているが、10000円台が60%を占めて最も多く、20000円台は25%、10000円未満が10%、20000円以上は4%と少なくなっている。

パートタイマーに限ってみると、10000円未満が49%、10000円台が48%、20000円以上は8%にすぎない。（表42）

表42 勤務形態別、賃金別女子労働者の割合

賃 金 額	計	一 般	パ ー ト	30才以上で入社した者小計
計	100.0	100.0	100.0	100.0
0000円未満	3.2	2.8	15.8	4.6
0000～7999	2.3	2.0	11.1	3.1
8000～9999	3.8	3.4	15.2	5.4
10000～14999	8.7	6.5	15.0	9.1
15000～19999	10.8	10.7	14.7	18.0
20000～24999	14.4	14.5	8.5	14.8
25000～29999	15.0	15.8	3.8	12.8
30000～34999	12.7	12.9	5.2	9.0
35000～39999	18.4	18.9	3.4	10.4
40000～44999	6.8	6.9	2.7	5.5
45000～49999	2.1	2.1	1.8	2.0
50000～54999	0.9	0.9	—	0.7
55000～59999	0.4	0.4	—	0.4
60000～64999	0.2	0.2	0.5	0.3
65000円以上	0.2	0.2	—	0.2
不 明	2.1	2.8	2.3	2.1

—年齢と賃金—

全体的にみると、24才以下の若年層の賃金は10000円前後あるいは20000円前後に集中しており、10000円未満という低い賃金の者は中高年層にくらべて少なく、25000円以上の者も少なくなっている。これに対して25才以上、中でも、35才～40才層の賃金額は広く分散しており、0000円未満から50000円までにわたっている。10000円未満の低い賃金の者が、25才以上の各年齢層では、おおむね1割以上を占めている。この割合は、24才以下の層の4～5%にくらべると2倍以上になっている。とくに30才台の層では、10000円未満の低賃金の労働者が15%にのぼっている。（表43）

表 4 3 年令別、賃金額別女子労働者の割合

(%)

賃金額	年令	16才以下	17	20	25	30	35	40	45	50	55	60才以上
計		1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
6000 円未満		10	17	19	32	50	45	38	35	31	47	42
6000 ~ 9999		42	24	34	60	102	101	84	55	76	88	81
10000 ~ 11999		79	35	39	58	80	90	77	62	83	97	86
12000 ~ 13999		147	86	76	24	112	130	118	117	113	114	122
14000 ~ 15999		821	168	112	108	186	183	156	147	148	155	143
16000 ~ 17999		234	278	133	109	167	127	109	125	137	167	124
18000 ~ 19999		120	215	163	96	85	92	118	110	96	68	99
20000 ~ 24999		31	134	234	219	143	147	184	207	185	169	167
25000 ~ 29999		—	24	104	105	81	66	65	71	48	42	65
30000 ~ 39999		—	02	17	65	41	33	38	38	49	31	37
40000 円以上		10	07	02	04	12	11	14	18	22	08	13
不明		10	07	17	49	81	25	24	15	13	19	21

年令別平均賃金は、集計されていないので、参考までに勤続1年未満の者の平均賃金を入社時年令別にみると、30~34才の12,574円、35~39才の12,212円が低く、学卒初任給に近いと思われる17才未満の賃金14,546円よりも少額であり、また50才以上の13,408円よりも少額である。17~19才の16,202円、20~24才の15,905円が高いうである。勤続年数が短いものを取り出したこともあって、中高年の平均賃金が低くなっているが、最も高い17~19才層と最低の35~39才層の差額は、3,990円である。(表44)

—勤続年数と賃金—

勤続年数別の平均賃金をみると、1年未満では14,512円、10~14年で20,962円で、両者の差額は約5,000円にすぎない。また勤続30年以上の労働者の平均賃金は34,705円で、1年未満の者との差額は約20,000円である。このように、女子の賃金の勤続年数にともなう上昇の幅は小さいものである。勤続10年未満では、平均賃金10,000円台であり、10年をこすと20,000円台になり、30年以上で30,000円台となっている。(表44)

表 4 4 入社時年令別、勤続年数別女子労働者の平均賃金(月額)

(円)

勤続年数	入社時年令	計	16才以下	17~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~49	50才以上
計		17,091	17,801	18,288	18,429	17,086	16,454	16,461	16,547	14,616
0年		14,512	14,546	14,302	15,905	13,786	12,574	12,212	12,045	13,408
1年		16,054	15,576	17,634	18,135	16,390	14,072	15,841	14,846	13,723
2年		17,013	17,032	18,514	19,488	17,417	15,109	15,941	16,739	14,100
3~4年		17,320	17,480	18,309	19,042	18,901	17,736	15,999	17,214	14,578
5~9年		18,956	19,831	21,159	20,707	18,885	18,828	18,848	17,860	16,396
10~14年		20,962	19,625	23,773	23,075	21,784	20,908	20,717	19,950	17,090
15~19年		22,856	24,336	23,861	26,699	22,813	24,179	21,088	19,883	12,708
20~29年		25,471	24,203	23,130	22,437	23,450	25,625	27,604	14,885	—
30年以上		34,705	40,099	23,470	21,829	20,280	45,104	20,847	—	—

なお、賃金額の分布状況によってみると、10,000円未満の賃金の者の占める割合は勤続0年で16%、1年で10%、2年で8%、3~4年で7%、5~9年で6%、10~14年で5%、15~19年で4%というように、勤続年数にスライドして減っている。しかし、10年も勤続している者の中にも10,000円未満の賃金の者が5%もあり、20年以上勤続者の中にもわずかであるが存在している。

10,000円台の賃金額の者の占める割合は、勤続0年6.8%、勤続3~4年で6.3%で、この間では大きな差はなく、勤続5~9年になると5.0%と少なくなり、10~14年で4.6%、15~19年で3.5%、20年以上で3.2%となっている。

20,000円以上の賃金を得ている者の割合は、勤続0年では1.4%と少なく、勤続1年で2.3%、2年で2.9%、3~4年で3.0%となり、5~9年で4.2%に増え、10~14年で4.7%、15~19年で5.9%、20年以上で6.4%となっている。

30,000円以上の賃金を得ている者の割合をみると、勤続年数との関係がかなりよく出ており、勤続0年で0.5%、1年で1.7%、2年で2%、3~4年で2.3%、5~9年で2.6%、10~14年で1.8%、15~19年で1.8%、20年以上で3.1%と、勤続5年未満にはほとんどないといってよく、勤続5年以上で徐々に増えている。(表4-5)

表4-5 勤続年数別、賃金額別女子労働者の割合

賃金額	勤続年数	(%)							
		0年	1年	2年	3~4年	5~9年	10~14年	15~19年	20年以上
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8,000円未満		5.7	2.8	2.6	2.5	2.1	1.9	1.2	1.1
8,000~9,999円		10.2	7.1	5.2	4.2	3.7	3.4	3.0	1.1
10,000~11,999		8.4	7.5	7.2	6.2	4.1	4.4	3.8	2.7
12,000~13,999		14.3	12.6	10.5	9.9	3.3	3.9	5.6	3.5
14,000~15,999		12.8	13.1	14.1	13.6	12.1	11.5	5.5	3.2
16,000~17,999		15.7	13.9	13.0	13.4	12.6	9.8	14.7	5.0
18,000~19,999		10.7	12.5	13.3	15.4	12.4	13.4	8.8	6.3
20,000~24,999		13.3	17.8	13.6	20.6	24.3	20.6	25.1	20.2
25,000~29,999		2.3	3.5	2.4	3.5	12.2	10.5	13.0	12.7
30,000~39,999		0.4	1.5	1.7	2.2	4.7	12.2	13.1	13.6
40,000円以上		0.1	0.2	0.4	0.4	1.2	3.4	5.0	14.4
不明		2.3	2.3	2.0	2.1	2.3	1.4	1.7	1.7

一労働時間と賃金一

1日の所定労働時間別の平均賃金は50頁第4-1表にあるが、一般労働者では、6時間台が17,228円、7時間台が18,025円、8時間のところで17,186円、8時間をこえるところで17,289円となっている。8時間以上のものよりも7時間の労働者の方が7~8百円高くなっている。一方パートタイマーの場合は、職種は考慮に入れず、単純に労働時間のみにについてみると、5時間台のものが18,041円で最も高く、6時間台が11,870円、7時間台が12,698円、8時間台が12,648円となっている。4時間台になると急に低額となり7,599円である。5時間台との差額が5,442円にもなる。

1日の所定労働時間と賃金額の分布状況をみると、8時間の者と8時間を超える者とは大体同じような分布をしている。10,000円未満が9%を占め、10,000円台に6.1~6.2%が集中し、20,000円台が2.4~2.5%、30,000円以上が3%となっている。

労働時間が7時間台の場合も前記の分布と似ているが、この時間帯の方が、10,000円未満の者および10,000円台の者の占める割合が8時間以上の場合より少なく、30,000円以上の者がわずかであるが多くなっている。

7時間未満の労働時間になると、10,000円未満の賃金の者が急に多くなり、6時間台では2.5%、5時間台が4.0%、4時間台では7.6%を占めている。(表4-6)

表 4 6 1日の所定労働時間別、賃金額別女子労働者の割合

所定労働時間 賃金額	計	3時間 台	4時間 台	5時間 台	6時間 台	7時間 台	8時間 台	8時間1分 以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,000円未満	3.9	56.7	25.9	6.4	10.7	2.9	3.9	3.3
6,000～7,999円	2.3	26.2	21.8	6.9	8.3	2.3	2.0	2.5
8,000～9,999	3.8	8.3	26.3	26.9	7.5	3.8	3.4	3.4
10,000～11,999	6.7	5.5	10.6	9.0	11.5	7.3	6.4	6.2
12,000～13,999	10.8	2.8	0.4	20.6	16.5	10.7	10.7	11.5
14,000～15,999	14.4		0.8	0.7	17.8	13.9	14.8	13.8
16,000～17,999	15.0		—	8.2	2.6	14.5	15.3	17.0
18,000～19,999	12.7		2.4	5.4	2.7	11.4	13.3	14.1
20,000～24,999	18.4			3.7	9.3	18.3	18.7	19.5
25,000～29,999	6.8			9.6	5.1	8.6	6.6	4.5
30,000～34,999	2.1			1.2	2.0	2.8	1.9	1.9
35,000～39,999	0.9				0.1	1.5	0.7	1.3
40,000円以上	2.3				5.7	2.3	2.3	0.9

—個人調査結果—

30才以上になつて採用された女子労働者
の職業生活（○調査票より）

1. 調査対象の属性

調査の概要のところで説明してあるように、本個人調査の対象として選ばれたのは、30才以上になつてから現在の事業所に採用された女子労働者であるが、できるだけ既婚者であることという条件が付けられた。なお本個人調査結果は回答者数を復元せず、回答者2,570人について、とりまとめを行つたものである。

年齢は40才台の者が多く、有夫者で子供のある者が大部分を占める。母親の年齢が比較的高い関係から、子供の年齢は高い。夫の職業は「つとめ」が8割を占める。同居の家族（本人も含む）は多く、4人以上という者が大半を占める。学歴は、8割までが旧制小学・新制中学卒である。（回答者の属性1—7）

—回答者の属性—

1. 年令および入社時年令別割合(%)			2. 配偶関係別割合(%)		3. 子供の有無別割合(%)	
区 分	年 令	入社時 年 令	計	100.0	計	100.0
計	100.0	100.0	未 婚	2.8	子供なし	11.0
30～34才	10.3	27.0	有 夫	74.6	子供あり	89.0
35～39	20.9	30.4	死・離別	22.6	8才未満	0.2
40～44	26.2	31.1			8才～入学前	1.8
45～49	19.4	11.8			小学生	14.5
50～54	12.8	6.4			※ 中学生	10.2
55～59	7.0	2.7			中学卒～ 18才未満	16.5
60才以上	4.0	1.1			18才以上	56.8
					小 計	100.0

注) は長子の年令

4. 同居の家族数別割合(%)		5. 世帯主別割合(%)		6. 夫の職業別割合(%)	
計	100.0	計	100.0	計	100.0
1 人	6.8	本 人	20.0	つとめ	78.8
2 人	18.7	夫	79.0	公務員	8.9
3 人	18.8	その他	10.0	日 雇	5.2
4 人	24.8			会社員等	85.7
5人以上	38.7			不 明	0.2
不 明	0.2			小 計	100.0
注) 本人も含む				自営業	16.8
7. 学歴別割合 (%)				無 職	3.7
計	100.0			家族従業者	0.2
旧小学・新中卒	80.4			不 明	0.5
旧高女・新高卒	19.0				
旧専・短大卒以上	0.0				

注) 夫が世帯主の場合のみ

2. 労働実態

(1) 職種および雇用形態

30才以上になつて採用された女子労働者(以下、単に女子労働者という)の就いている職種は、単純作業が約半数を占め(48%)、ついで製造作業(48%)、事務(8%)となつており、その他の職種が1%を占めている。雇用形態別には94%とほとんどが常用で、臨時・日雇は残りの6%にすぎない。

(2) 賃 金

賃金額(月額)別に女子労働者の構成をみると、10,000円未満の者が11%、10,000円台の者が65%、20,000円台が21%、30,000円以上が4%となつている。2,000円階級ごとにとみると、14,000～16,000円が最も多く、その前後に多く分布している。

雇用形態別に賃金額をみると、常用労働者の85%が20,000円以上の賃金であるのに対して、臨時・日雇労働者になると20,000円以上は5%しかない。一方、10,000円未満という低い賃金額は常用労働者の10%であるのに対して、臨時・日雇労働者では倍以上の20%を占めており、労働時間との関係もあろうが10,000円未満という者が12%もみられる。(表1)

つぎに配偶関係別に賃金額をみると、16,000円未満のそれぞれの賃金階級において、死離別者に比べ有夫者の割合が高くなつており、有夫者の57%は16,000円未満で、死離別者が10,000円未満に占める割合の40%とくらべ、高い割合となつている。したがつて、死離別者は、有夫者より賃金額が高いところに分布しているといえるが、とくに20,000円以上に占める割合をみると、有夫者の20%に対し死離別者は82%の者がこの賃金額で、かなりの差である。(表2)

女子労働者の世帯収入額は、40,000円台が10%で最も割合が高く、ついで50,000円台の17%、60,000円台の11%となつており、約半数が40,000～70,000円の世帯収入額である。

女子労働者の賃金額と世帯収入の関係をみると、12,000～14,000円と14,000～16,000円の賃金の者に、世帯収入額が40,000円台である割合が高く、それぞれ同率の24%となつている。また、賃金額16,000円未満までは世帯収入が40,000円台である割合が最も高いが、賃金額が16,000円以上になると世帯収入額は一段あがつて、50,000円台が最も多くなる。概して、賃金額が高いほど世帯収入も高くなる傾向にあり、賃金額は世帯収入額のおおよそ8割前後を占める者が多いといえる。(表3)

表1 雇用形態別、賃金額別女子労働者の割合

賃金額 雇用形態	計	～5,000 未満	5,000～ 8,000 円未満	8,000～ 10,000 円未満	10,000～ 12,000 円未満	12,000～ 14,000 円未満
計	100.0	8.8	8.0	4.7	9.9	15.0
常用	100.0	8.1	2.7	4.6	9.0	14.4
臨時・ 日雇	100.0	11.5	7.7	7.1	15.4	28.7

表2 配偶関係別賃金額別女子労働者の割合

(%)

賃金額 配偶関係	有 夫	死 離 別
計	100.0	100.0
1万円未満	12.4	8.8
10,000～12,000円未満	11.1	8.9
12,000～14,000円 "	16.2	11.9
14,000～16,000円 "	17.6	18.2
16,000～18,000円 "	18.4	18.8
18,000～20,000円 "	9.4	14.2
20,000～25,000円 "	18.5	26.0
25万円以上	1.4	5.7

帯収入額が一致している者の割合が高いといえる。たとえば、20,000円以上の賃金を得ている者の中では世帯収入が20,000円台という者の割合が最も高いが、この中に死離別者が多く含まれていると推定される。(表4)

(%)

賃金額 世帯収入額	計	1万円 未 満	10,000～ 12,000 円未満	12,000～ 14,000 円未満	14,000～ 16,000 円未満	16,000～ 18,000 円未満	18,000～ 20,000 円未満	2万円 以 上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1万円未満	0.9	7.2	—	0.8	—	—	—	—
1万円台	7.0	6.3	8.8	11.8	7.8	11.2	13.7	0.2
2万 "	10.1	13.1	8.2	7.5	6.0	6.2	4.7	13.8
3万 "	14.2	22.1	18.1	16.4	14.8	18.7	11.6	9.0
4万 "	19.0	10.9	28.8	24.1	24.0	18.9	15.9	12.8
5万 "	17.2	13.1	15.7	14.5	19.6	20.8	20.7	10.3
6万 "	10.5	4.5	11.4	9.4	11.2	12.3	7.9	13.3
7万 "	0.8	3.8	2.0	0.0	5.7	5.5	7.9	9.7
8万 "	9.4	1.4	2.4	2.1	2.6	3.8	4.3	5.5
9万円以上	8.8	1.7	1.3	1.0	2.8	2.1	5.4	3.8
不 明	7.0	10.0	9.4	6.8	6.2	4.9	7.0	6.1

表3 賃金額別、世帯収入額別女子労働者の割合

(%)

賃金額 世帯収入額	計	1万円 未 満	10,000～ 12,000 円未満	12,000～ 14,000 円未満	14,000～ 16,000 円未満	16,000～ 18,000 円未満	18,000～ 20,000 円未満	2万円 以 上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1万円未満	0.9	7.2	—	0.8	—	—	—	—
1万円台	7.0	6.3	8.8	11.8	7.8	11.2	13.7	0.2
2万 "	10.1	13.1	8.2	7.5	6.0	6.2	4.7	13.8
3万 "	14.2	22.1	18.1	16.4	14.8	18.7	11.6	9.0
4万 "	19.0	10.9	28.8	24.1	24.0	18.9	15.9	12.8
5万 "	17.2	13.1	15.7	14.5	19.6	20.8	20.7	10.3
6万 "	10.5	4.5	11.4	9.4	11.2	12.3	7.9	13.3
7万 "	0.8	3.8	2.0	0.0	5.7	5.5	7.9	9.7
8万 "	9.4	1.4	2.4	2.1	2.6	3.8	4.3	5.5
9万円以上	8.8	1.7	1.3	1.0	2.8	2.1	5.4	3.8
不 明	7.0	10.0	9.4	6.8	6.2	4.9	7.0	6.1

表4 配偶関係別、世帯収入額別女子労働者の割合

(%)			
配偶関係 世帯収入	計	有夫者	死離別者
計	100.0	100.0	100.0
1万円未満	0.9	0.5	1.9
1万円台	9.6	2.4	28.2
2万 "	10.1	5.7	22.4
3万 "	14.2	18.3	18.1
4万 "	19.0	21.0	11.0
5万 "	17.2	21.0	5.5
6万 "	10.5	18.1	2.8
7万 "	6.8	7.8	1.9
8万 "	3.4	8.8	1.9
9万円以上	8.8	4.9	1.5
不 明	7.0	9.9	9.8

(8) 就労時刻、所定労働日

始業時刻は、8～9時、終業時刻は17時～18時が最も高い割合をしめしており、全体の9割ちかくである。(表5)

職種別に終業時刻をみると、事務、製造作業、単純作業の間にはほとんどちがいが無い。「その他」については、様々な職種が含まれていることから、終業時刻も15時未満から20時以降までばらつきが大きく、一般的な終業時刻である17～18時に終業する者は5.8%しかなく、他の職種にくらべかなり少なくなっている。(表6)

子供の有無と終業時刻の関係をみると、子供のある者は、ない者に比べ17時未満に終業する者がやや多く2.1%となっている。子供のある者のうち、小学生以下の子供をもつ者と、子供が中学生以上だけの者とは、終業時刻にちがいはほとんどみられない。以上のように終業時刻と子供の有無、子供の年齢との関係には特記するほどのことはみられない。(表7)

就労時刻からみると、1日の所定労働時間は、「8時間」が最も多く8表にもあるよ

うに約7.8%を占めており、ついで7～8時間未満が8.1%となっている。これは事業所調査の全常用女子労働者についての結果とまったく同じといつてよい。

表5 就労時刻別女子労働者の割合

(%)										
終業時刻 始業時刻	計	12～ 13時 未 満	13～ 14 "	14～ 15 "	15～ 16 "	16～ 17 "	17～ 18 "	18～ 19 "	19～ 20 "	20時 以 降
計	100.0	0.2	0.1	0.2	0.9	19.5	75.4	1.9	0.6	1.8
～7時未満	1.8	2.9	8.9	5.9	5.9	-	5.9	14.7	88.2	17.8
7～8 "	9.9	-	-	-	2.0	50.9	45.5	1.2	0.4	-
8～9 "	8.8	0.1	-	-	0.1	15.9	82.0	0.9	-	-
9～10 "	4.2	-	-	0.9	12.0	28.1	45.5	18.5	-	-
10～11 "	0.8	-	-	-	14.8	42.8	14.8	14.8	14.8	-
11時以降	1.1	-	-	-	-	7.1	8.6	8.6	3.0	82.1

表6 職種別、終業時刻別、女子労働者の割合

(%)								
終業時刻 職種	計	15時 未 満	15～ 16 時未満	16～ 17 "	17～ 18 "	18～ 19 "	19～ 20 "	20時 以 降
計	100.0	0.4	0.9	19.5	75.4	1.9	0.6	1.8
事 務	100.0	-	2.1	17.6	78.8	4.1	-	-
製造作業	100.0	0.4	0.6	19.1	77.1	1.5	-	1.8
単純作業	100.0	0.4	0.9	20.8	74.4	1.8	1.1	1.1
そ の 他	100.0	5.0	2.8	18.7	55.3	8.8	5.5	5.5

表7 子供の有無別、終業時刻別、女子労働者の割合

(%)

終業時刻 子供の有無		計		15時 未 満	15～ 16 時 間	16～ 17 " "	17～ 18 " "	18～ 19 " "	19～ 20 " "	20時 以 降
計		100.0	100.0	0.4	0.9	10.6	75.4	1.9	0.6	1.8
子供なし		11.0	100.0	0.7	0.4	15.2	75.2	5.8	0.7	2.5
子供あり M A	小 計	89.0	100.0	0.4	1.0	20.0	75.5	1.5	0.6	1.0
	小学生以下	100.0	100.0	0.4	1.0	20.0	75.5	1.5	0.6	1.0
	あ	97.2	100.0	0.6	1.2	19.4	75.8	1.8	0.4	0.8
	中学生以上 の	83.5	100.0	0.4	0.8	20.2	75.0	1.9	0.6	1.1

1週間の所定労働日数は、6日の者がほぼ100%を占めている。所定労働時間との関連では、所定労働時間8時間で、所定労働日数6日というのが最も多く、8割を占め、ついで7～8時間未満で6日となっている。(表8)

(4) 残業

残業がまったく「なし」とする者と、「あり」とする者は、おおよそ半々である。

残業がある者のうち、「ごくたまにする」がもつとも割合が高く58%を占め、ついで「毎日する」(21%)、「1週に2、3日する」(19%)となっている。ごくたまに残業がある者の残業時間数は、1～2時間未満が7割ちかくを占める。毎日残業している者の残業時間は1～2時間未満が68%、1時間未満が24%、2時間以上が14%となっている。

規模別には残業の状況にあまりちがいはみられないが、80～99人規模の方が10～20人規模よりも残業ありの者がやや多くなっている。(表9)

表8 1日の所定労働時間別、1週間の所定労働日数別、女子労働者の割合

(%)

1週間の 労働日数 労働時間		計	5日以下	6日	7日(休 日なし)	その他	不定・不明
計	100.0	100.0	0.2	98.7	0.4	0.1	0.6
6時間未満	1.0	100.0	4.0	92.0	-	-	4.0
6～7時間未満	1.6	100.0	2.4	97.6	-	-	-
7～8 "	21.4	100.0	0.2	97.4	0.4	-	2.0
8時間	72.6	100.0	0.2	99.2	0.1	0.2	0.2
8時間1分以上	2.0	100.0	-	98.0	2.0	-	-
その他	1.5	100.0	-	90.0	10.0	-	-

所定労働時間別の残業の有無は、7～8時間を除いては、残業がない者の割合の方が高い。しかし、所定労働時間8時間以上の女子労働者では、残業のある者は8割に満たないが、その約5割が「毎日する」と答えている。

職種別の状況は、製造作業者に残業ありとする者の割合が高く、それ以外の職種は同程度の割合をしめしている。(表10)

表9 規模別、残業の有無別、

規模別	残業の有無	総計	なし	あ			
				計	毎日する		
					小計	1時間未満	1～2時間未満 2時間以上
計		100.0	52.4	47.6			
				100.0	20.6		
30～99人		100.0	50.1	49.9			
				100.0	20.8		
10～29人		100.0	55.9	44.1			
				100.0	21.2		
				100.0	21.0	65.3	13.7

表10 所定労働時間別、職種別、残業の有無別、女子労働者の割合

区分	計	なし	あ				
			小計	毎日する	1週間2、8日する	ごくたまにする	その他
計	100.0	52.4	47.6				
			100.0	20.6	19.2	58.1	7.1
所定労働時間							
5～6時間未満	100.0	83.8	16.7				
			100.0			60.7	39.3
6～7 "	100.0	80.5	19.5				
			100.0	12.5	87.5	50.0	
7～8 "	100.0	64.7	35.3				
			100.0	16.5	24.2	58.2	0.1
8時間	100.0	40.6	59.4				
			100.0	21.8	18.1	58.7	0.9
8時間1分以上	100.0	71.2	28.8				
			100.0	46.6	6.7	20.7	26.0
職種							
事務	100.0	54.0	46.0				
			100.0	23.0	10.1	54.0	6.9
製造作業	100.0	46.9	53.1				
			100.0	22.5	19.8	58.8	4.4
単純作業	100.0	57.1	42.9				
			100.0	17.8	19.7	58.7	9.8

女子労働者の割合

(%)								その他
り								
1週に2、3日する				どくたまにする				
小計	1時間未満	1～2時間未満	2時間以上	小計	1時間未満	1～2時間未満	2時間以上	
10.2				53.1				7.1
100.0	2.0	0.1	25.3	100.0	12.2	67.3	20.5	
20.0				52.6				7.3
100.0	7.3	0.1	31.2	100.0	13.4	63.5	23.1	
17.7				54.2				0.9
100.0	10.2	75.0	13.0	100.0	10.8	73.7	16.0	

3. 職業意識

(1) 就業理由

就業の理由としては、「家計を助けるため」と答えている者が68%、「家族を養うため」が16%を占め、これに「自活」の5%を加えると、8割強が家庭経済上就業しているといえる。

「自分の小遣いを得るため」、「家にいてもすることがないから」という、消極的な姿勢で就業した者は残りの2割弱となつている。

入社時の配偶関係別にみた就業理由には、有夫者、死離別者それぞれの立場によるちがいが、はつきりあらわれている。有夫者では、「家計を助けるため」が大部分を占め、(75%)、「家族を養うため」、「自活」といった理由をあげた者は少なく、家庭経済上の就業といつても、死離別者にくらべると主体性は弱い。これは、「家にいてもすることがない」とする者が有夫者に14%みられることからいえる。

死離別者の就業理由は、当然のことながら「家族を養うため」および「自活」が多くあわ

せて64%を占め、「家計を助けるため」と答えたのは26%にすぎない。(表11)

表11 入社時配偶関係別、就業理由別、女子労働者の割合

		(%)					
就業理由 (MA)	配偶関係	計	家計を助 けるため	家族を養 うため	自分の小遣 いを得るため	家にいても することが ないから	その他
計		100.0	03.2	15.7	6.8	12.6	7.6
有 夫		100.0	74.4	7.8	6.4	14.2	7.7
死 離 別		100.0	25.6	48.5	4.2	7.4	6.6

注) 計には未婚の者少数を含む。

有夫の女子労働者の17%は自営業主の妻であり、79%がつとめ人の妻、4%は夫が無職であるが、夫の職業と就業理由をクロスしてみるとつぎのようになる。

就業理由を「家計を助けるため」と「家にいてもすることがない」とする者は、ほぼ同じような傾向をみせており、いずれもつとめ人の妻である者が平均より多く、それぞれ8割以上を占めている。「家族を養うため」という理由をあげた者には、夫がつとめ人である者が61%、無職の夫を持つものが24%を占めており、家計補助的な就業理由をあげている者との間に大きなちがいがみられる。「自分の小遣いを得るため」と答えた者には、自営業主の妻が平均より多く21%を占め、つとめ人の妻は75%となつている。このつとめ人のうち2割近くが公務員であり、これは他の理由を答えている者と比較して高い割合をしめしている。(表12)

入社当時の年齢別にみると、20～24才で入社した者は「家計を助けるため」と答えている割合が高く7割を占めているが、この割合は入社時年齢が高いほど、逆に低くなつている。「家族を養うため」という経済的責任の重い理由をあげる割合が高いのは、45～54才で入社した層で、2割以上を占める。「自分の小遣いを得るため」、「家にいてもすることがないから」とする割合が高いのは60才以上になつて就業した者で、半数近く(47%)がこれらの理由をあげ、家庭責任を一応終えて、やや気楽な立場で就業していることがうかがえる。55～59才で入社した者も、この二つの理由が約80%を占めるが、反面「自活」

が18%もあり、これは他と比較して高い割合となつている。(表13)

表12 就業理由別、夫の職業別、女子労働者の割合

		(%)					
就業理由 夫の職業		計	家計を助 けるため	家族を養 うため	自分の小遣 いを得るた め	家にいても することが ないから	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自 営 業		10.8	10.6	14.4	21.1	16.7	21.3
小 計		78.8 100.0	80.8 100.0	60.6 100.0	75.8 100.0	81.8 100.0	76.6 100.0
会 社 員		85.7	86.4	82.6	75.6	85.9	81.7
日 雇 員		8.0	8.1	4.8	13.3	10.5	13.5
公 務 員		5.2	5.3	12.7	4.0	8.6	4.3
不 明		0.2	0.2	—	1.2	—	—
家 族 従 業		0.2	0.1	—	0.9	—	0.7
無 職		8.7	2.6	24.0	1.8	1.5	0.7
不 明		0.6	0.6	1.0	0.9	—	0.7

注) 夫が世帯主である者についてのみの割合である。

表13 入社時年齢階級別、就業理由別、女子労働者の割合

		(%)					
就業理由 (M.A)	入社時 年齢階級	計	家計を助 けるため	家族を養 うため	自分の小遣 いを得るため	家にいても することが ないから	その他
計		100.0	03.2	15.7	6.8	12.6	7.6
20～24才		100.0	08.8	11.4	8.0	13.5	7.9
25～29		100.0	06.8	15.4	4.8	12.1	6.8
30～34		100.0	04.8	17.2	4.8	13.0	8.1
35～39		100.0	57.6	21.9	4.5	6.0	6.8
40～44		100.0	45.1	20.7	8.5	14.0	10.4
45～49		100.0	48.6	11.8	14.7	14.7	2.9
50～54		100.0	21.4	14.8	28.6	17.9	10.7

(8) 賃金の使途

賃金の使途は、就業の理由と大きな関連をもっている。

賃金の使途の順位をみると、1位にあがる回答中最も多いのは、「生活費にする」で、2位に掲げた回答中では「将来にそなえて貯金する」であり、以下3位には「自分のとづかい」4位「旅行、レジャー等にあてる」であつた。1位では回答の集中度が高く88%の者が「生活費にする」と答えているが、2位以下については集中度が低く50%前後にさがっている。

(表14)

配偶関係別にみた賃金の使途の内容にはかなりの相違がみられる。

就業理由の項でみたように、死離別者はその9割が家庭経済の主要な担い手となつてゐるが、賃金の使途にもそれが反映して、95%が「生活費にする」と答えており、この割合は有夫者の88%とくらべて高い。一方「将来にそなえて貯金する」、「旅行、レジャー等」、「自分のとづかい」とする者の割合は、死離別者において低くなつてゐる。

賃金を「自分のとづかい」に使う者は、有夫者では88%あり、死離別者になると28%にさがる。「旅行、レジャー等」にあてると答えた者の割合は、有夫者では11%、死離別者では9%となつてゐる。また、有夫者で、「将来にそなえて貯金する」と答えている者の5割が「子供の教育費」としているのに対して死離別者では同じ答えをした者の5割は「老後の生活費」としているのが対照的である。(表15)

表14 賃金の使途順位別、使途別、女子労働者の割合 (%)

賃金の使途 賃金の使途順位	計	生活費にする	将来にそなえて貯金する	旅行・レジャー等にあてる	自分のとづかい	その他
計	100.0	89.6	54.2	10.2	81.9	5.2
1位	100.0	82.8	12.6	0.8	3.2	1.1
2位	100.0	9.0	60.1	8.7	23.4	3.8
3位	100.0	4.8	20.4	14.9	56.8	3.0
4位	100.0	5.1	5.1	58.2	25.4	0.2
5位	100.0	-	3.8	38.8	10.0	50.4

表15 配偶関係別、賃金の使途別、女子労働者の割合 (%)

賃金の使途 (M.A.) 配偶関係	計	生活費にする	将来にそなえて貯金する					等旅行・レジャー	自分のとづかい	その他
			小計	子供の教育費	と老後の生活費	た不 く時 わえ とし 費て	その他			
計	100.0	89.6	54.2 100.0	88.2	87.6	85.8	24.2	10.2	81.9	4.4
有夫	100.0	88.1	56.8 100.0	45.8	84.2	84.8	23.5	10.5	82.6	5.4
死離別	100.0	94.7	44.6 100.0	15.1	51.0	87.5	35.5	8.8	28.2	4.5

注) 計には未婚の者少数を含む。

賃金の額と使途はあまり関係がなく、いずれの賃金額をもらつてゐる者も、9割前後が「生活費にする」と答えている。「将来にそなえて貯金する」と答えた者の割合は、賃金額の上昇にともなつて少しずつ高くなつてゐる。(表16)

(9) 休暇の状況

女子労働者の57%は、5月中にきまつた休日の他に休暇をとつてゐる。1人平均して1.2回、8.8日休んでいる。

それぞれの休暇理由における平均休暇日数は、「自分の病気」、「その他」が5.5日、「家族の病気」4.7日、「親せきや近所づきあい」2.4日、「学校、幼稚園・保育所等の行事」1.5日、「休養、レクリエーション」2.1日、「生理のため」が1.0日である。休暇日数が長い「その他」の理由の内容は、農作業、家族・親せきの祭忌、住居の新改築・転居、家事の整理のためなどがその主なものとなつてゐる。(表17)

休暇の状況を職種別にみると、休まない女子労働者の割合は事務従事者に高い(62%)。単純作業者では、80%が休んだと答えており、そのうちの5割前後が「親せきや近所づきあい、学校・幼稚園・保育所等の行事」のために休んでいる。また「その他」の理由による休暇も4割を占めている。事務従事者の場合も休暇をとつた者の88%が、「親せきや近所づきあい、学校・幼稚園・保育所等の行事」のため休んでいるが、不可抗力ともいえる「自

分の病気」のための者が8割を占め、これは他の職種にくらべて割合が高い。(表18)

表16 賃金額別、賃金の使途別、女子労働者の割合 (%)

賃金の使途 (M・A)	計	生活費にする	将来にそなえて貯金する					等旅行・レジャー	自分のこづかい	その他
			小計	子供の教育費	と老後の生活費	た不時の出費として	その他			
賃金額										
計	100.0	89.6	54.2					10.2	81.9	4.4
5,000円未満	100.0	90.2	38.7	38.2	37.6	35.8	24.2	10.8	41.9	3.2
6,000～8,000円未満	100.0	85.5	38.8	38.9	30.6	30.6	27.8	5.8	84.2	-
8,000～10,000 "	100.0	85.1	44.6	35.7	28.6	28.6	25.0	9.9	88.8	9.9
10,000～12,000 "	100.0	87.8	46.8	35.2	27.8	28.2	31.6	9.4	88.3	5.1
12,000～14,000 "	100.0	91.2	51.7	41.5	29.7	33.9	26.8	9.1	89.3	5.5
14,000～16,000 "	100.0	90.2	52.4	48.2	33.7	36.2	20.0	8.1	88.9	5.0
16,000～18,000 "	100.0	90.7	56.7	43.4	35.2	34.2	24.7	8.1	89.7	4.7
18,000～20,000 "	100.0	90.2	61.7	37.4	33.5	35.9	24.1	10.5	81.4	5.1
20,000～25,000 "	100.0	91.5	58.3	38.0	35.7	31.0	25.7	13.7	81.9	4.6
25,000～30,000 "	100.0	87.9	66.8	38.9	45.2	48.1	23.8	10.9	84.7	8.1
3万円以上 "	100.0	83.6	76.1	34.9	43.4	33.7	24.1	14.9	87.3	6.0
			100.0	25.6	60.6	80.2	17.6			

表17 休暇理由別、休暇取得日数別、女子労働者の割合 (%)

休暇理由 休暇取得日数	自分の病気	家族の病気	所親せきや近い	等園学 の・校 行保・幼 事育所稚	リ休養・レク エーション	め生 理日 のた※	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1日未満	1.8	3.5	2.1	10.4	2.0	-	1.6
1～2日未満	23.4	22.4	28.5	54.7	43.6	51.9	15.6
2～4 "	32.7	39.8	41.8	28.0	36.6	44.4	22.9
4～8 "	20.1	17.5	11.8	3.7	16.8	-	23.6
8～15 "	10.9	7.0	4.5	0.3	-	-	12.3
15～22 "	6.6	4.9	0.3	0.3	-	-	4.9
22日以上	4.0	3.5	-	-	-	-	1.5
不明	1.0	1.4	1.5	2.6	1.0	3.7	17.8
1人平均休暇取得日数	5.5日	4.7日	2.4日	1.5日	2.1日	1.6日	5.5日

注) 1. 5月中にきまつた休日の他に休んだ日についての割合である。

2. ※印はサンプルが少ない。

表18 職種別、休暇取得状況別、女子労働者の割合 (%)

休暇取得 状況 職 種	計	休 ま な い	休 ん だ(M・A)								そ の 他
			小 計	自 分 の 病 気	家 族 の 病 気	所 親 せ き や 近 い	等 園 学 校 ・ 保 育 所 ・ 幼 稚 所	リ 休 養 ・ レ ク エ ー シ ョ ン	め 生 理 日 の た	業 前 産 後 休	
計	100.0	43.0	57.0 100.0	20.7	0.8	22.9	28.7	6.9	1.8	0.1	86.0
事 務	100.0	61.7	38.3 100.0	28.4	9.5	17.6	18.9	9.5	2.7	-	18.9
製 造	100.0	40.7	59.3 100.0	10.6	10.4	24.3	27.8	6.6	1.5	-	23.0
単 純	100.0	41.2	58.8 100.0	20.9	9.2	22.3	20.4	6.8	2.1	-	38.1
その他	100.0	73.0	27.0 100.0	20.0	10.0	10.0	20.0	10.0	-	10.0	20.0

つきに、配偶関係と子供の有無による休暇の取得状況であるが、概して有夫者の方が死離別者より休んだ者の割合が高く、とくに、子供の年齢と関係しており、小学生以下の子供のある有夫女子労働者では休んだ割合が高く7割を占め、その48%が「学校・幼稚園・保育所等の行事」のため休んでいる。子供のいない有夫者は5割が休んだと答えているが、その理由は、おもに「自分の病気」であつて、4割ちかくを占めている。死離別者の場合も子供のいない者となる者として休暇の取得状況に大きなちがひがある。子供のいない死離別者は約7割が休まないと答え、休んだ者も88%が「自分の病気」のためである。これに対し、子供のある者の状況は、「休んだ」、「休まない」が半数ずつである。しかし子供の年齢によるちがひはほとんどみられない。(表18)

表18 配偶関係、子供の有無別、休暇取得状況別、女子労働者の割合 (%)

配偶関係	子供の有無	計	休まない	休んだ(M.A)							後産 休前 業産	その他
				小計	自分の 病気	家族の 病気	所親 づきあ いや近	等園学 校・保 育・幼 稚所	リ休 エ養 ーシ ョン ク	生理 目的 ため		
有夫	子供なし	100.0	52.1	47.9 100.0	88.8	8.5	17.5	-	8.8	8.8	-	36.8
	小学生以下あり	100.0	28.7	70.8 100.0	18.8	14.0	20.4	42.0	4.9	1.8	0.8	35.1
	中学生以上のみ	100.0	41.0	59.0 100.0	18.8	8.8	24.0	24.1	6.4	1.2	-	88.1
死離別	子供なし	100.0	67.4	32.6 100.0	85.5	8.2	22.6	-	19.4	-	-	19.4
	小学生以下あり	100.0	47.8	52.2 100.0	80.6	19.4	22.2	19.4	5.0	5.8	-	87.8
	中学生以上のみ	100.0	50.6	49.4 100.0	28.1	8.0	20.8	0.8	5.8	1.8	-	34.8

(4) 勤続の意志

女子労働者の95%が勤続の意志をもち、しかもその94%は「いまのまま続けたい」と答えている。「他にかわつて続けたい」とする者は残り5%にすぎないが、その7割が「もつと高い給料がほしい」とし、「いまの仕事がきついため他にかわりたい」とする者もかなりある。「やめたい」と答えた者は非常に少なく、女子労働者の8%である。その85%が「体力的に無理」という理由をあげ、81%が「家事が十分できない」、18%が「子供の

教育やしつけができない」と答えている。「やめたい」と答えた者の多くは家庭生活との両立に悩んでいるものと推測される。

職種別にみた勤続の意志にはほとんど差がみられず、いずれも95%が続けたい意志をもっている。ただし、事務従事者には、仕事がつきから他にかわりたいという者は、製造作業や単純作業にくらべて一段と少ない。(表20)

つきに、配偶関係と勤続の意志をクロスしてみると、勤めを続けたいとする割合は、死離別者で97%を占め、有夫者よりやや高い。そのうち、95%は「いまのまま続けたい」と答えており、「他にかわつて続けたい」と答えた者では、その大部分が「もつと高い給料がほしい」からと答えている。有夫者では、勤めを続ける意志の者は95%となつてゐる。「いまのまま続けたい」者がそのうちの94%を占め、やはり高い割合をしめしている。残りの「他にかわつて続けたい」者の4割強が、「仕事がつき」ためと答えているのは、死離別者の同理由をあげている割合とくらべて高い。有夫者、死離別者とも子供(中学生以下)の有無による勤続の意志についてのちがひはほとんどみられない。(表21)

(5) 勤める前の予想と現実についての感想

30才以上になつてから入社した女子労働者が、勤めをもつ前にどのような予想をもち、またそれが就職後の現実とどのように合致したかを、経済的、身体的、精神的側面および家庭生活との両立の面についてたずねてみた。これは、「いまのつとめをはじめてみて、つとめる前の予想と実際をどう思いますか」という質問に対して、用意された回答の中から一つをえらんで答えているものである。

全体を通してみると、収入および疲労については、4~5割の者が正確な予想をしたと見え、現実との一致を回答している。しかし、収入および身体疲労については、「思つたより少ない、予想より疲れる」と答えた者もかなり多く、精神的疲労については、思つたより「らくだ」と答えた者が多い。

家庭生活との両立については、7割の者が予想どおり「うまくいつている」と答えている。

—収入に対する予想と現実—

女子労働者の半数は「予想どおりの収入を得ている」と答え、約8割が「思つたより少ない」と答えている。

以前に職業経験のある者の方が「予想どおり……」と答えた者がやや多いが、逆の「思つたより少ない」と回答した者も職業経験のない者にくらべてやや多くなつてゐる。「わからない」と答えた者は、職業経験のある者に16%、ないものに24%で、後者に多くなつてゐる。

表20 職種別、勤続の意志別、

勤続の意志 職種	総計	続けたい						
		計	いまのまま続けたい	他に変わって続けたい(M.A.)				
				小計	もつと高い給料がほしい	仕事がつきつい	勤務時間が長い	通勤時間がかかる
計	100.0	95.8 100.0	94.0	6.0 100.0	71.2	85.0	6.2	4.8
事務	100.0	94.8 100.0	91.1	8.9 100.0	68.8	6.8	0.8	0.8
製造作業	100.0	95.4 100.0	94.6	5.4 100.0	77.2	48.9	5.8	7.0
単純作業	100.0	95.4 100.0	94.1	5.6 100.0	68.1	87.7	5.8	2.9

表21 配偶関係および子供(中

勤続の意志 配偶関係 子供有無	総計	続けたい						
		計	いまのまま続けたい	他に変わって続けたい(M.A.)				
				小計	もつと高い給料がほしい	仕事がつきつい	勤務時間が長い	通勤時間がかかる
計	100.0	95.8 100.0	94.0	6.0 100.0	71.2	85.0	6.2	4.8
有夫	100.0	94.8 100.0	93.9	6.1 100.0	68.2	42.7	6.4	4.5
子供あり	100.0	94.7 100.0	93.8	6.2 100.0	68.0	42.9	6.7	4.8
死離別	100.0	97.2 100.0	94.9	5.1 100.0	75.9	18.8	6.9	8.9
子供あり	100.0	97.8 100.0	94.9	5.1 100.0	78.2	12.5	8.8	8.8

注) 計には未婚のもの少数を含む。

女子労働者の割合

(%)

A)	やめたい(M.A.)							その他
	計	家事が充分できない	体力的に無理だから	家族が働くことを好まないから	子供の教育やしつけができないから	経済的にたいしてプラスにならないから	その他	
その他								
18.0	8.8 100.0	21.2	35.3	9.4	17.6	4.7	34.1	1.4
81.8	5.8 100.0	-	30.0	-	20.0	-	50.0	0.5
6.8	8.8 100.0	24.8	32.4	8.1	13.5	5.4	40.5	1.8
14.6	8.0 100.0	24.3	37.8	13.5	21.6	5.4	24.3	1.8

学生以下)の有無別、勤続の意志別、女子労働者の割合

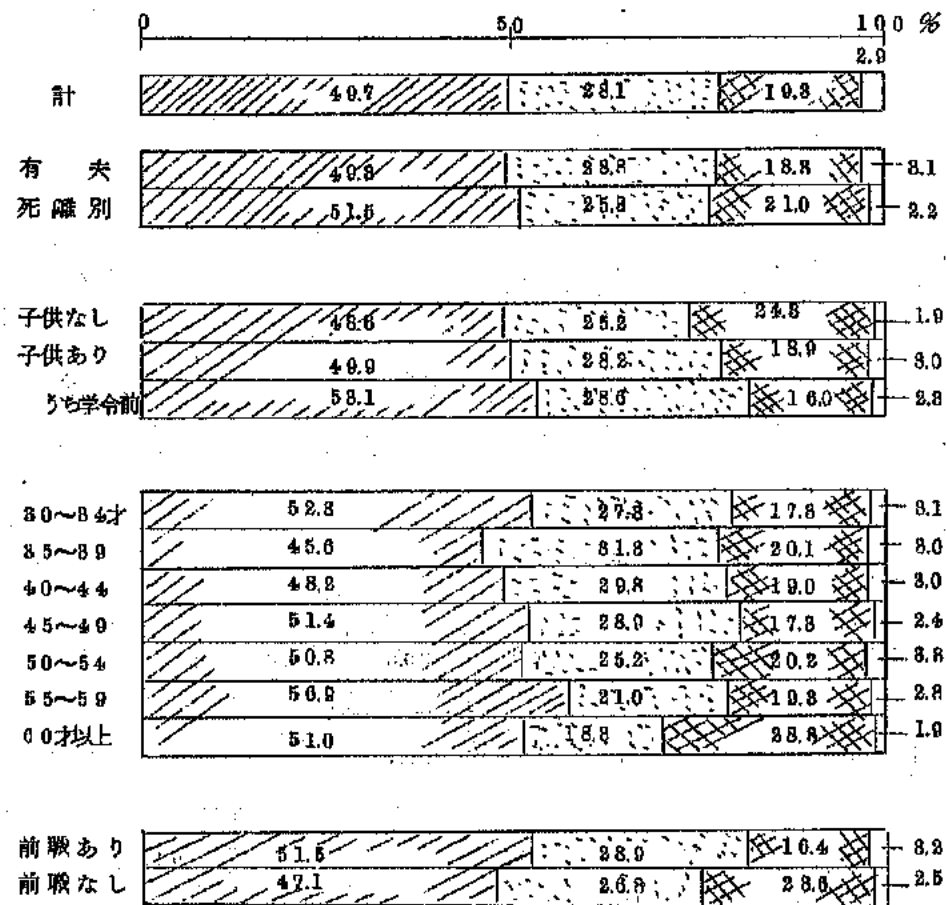
(%)

A)	やめたい(M.A.)							その他
	計	家事が充分できない	体力的に無理だから	家族が働くことを好まないから	子供の教育やしつけができないから	経済的にたいしてプラスにならないから	その他	
その他								
18.0	8.8 100.0	21.2	35.3	9.4	17.6	4.7	34.1	1.4
12.7	8.8 100.0	23.6	31.9	8.3	20.8	5.6	33.8	1.6
9.5	8.7 100.0	28.9	29.9	7.5	22.4	4.5	35.8	1.6
18.8	1.9 100.0	9.1	84.5	18.2	-	-	36.4	0.9
12.5	1.9 100.0	11.1	88.6	22.2	-	-	33.3	0.8

配偶関係別では、「予想どおり……」と答えた者の割合は有夫者と死離別者の間に差がなく、「思つたより少ない」と答えた者が有夫者では29%、死離別者では25%で、若干の差がみられる程度である。

子供の有無別にみても、「予想どおり……」と答えた者の割合には差がなく、「思つたより少ない」と答えた者は子供のある労働者にやや多く28%（子供なしでは25%）となっている。（図1）

図1 収入について、いまのつとめをはじめてみて、つとめる前の予想と実際をどう思っていますか。



予想どおりの収入を得ている
 思つたより少ない
 わからない
 その他

—身体的疲労についての予想と実際—

女子労働者の4割が予想と同じような状況だと答えているが、予想していたより「疲れる」という者が36%あり、「らくだ」と答えた者（17%）に比べはるかに多い。

子供の有無は女子労働者の身体的疲労に影響しており、子供のある者は87%が予想より「疲れる」と答えており、子供のない者の81%に比べると高い割合をしめしている。

年齢別にはとくにちがいがなく、55~59才層の者でも46%が予想と「とくにかわらない」、16%の者が予想より「らくだ」と答えており、「疲れる」と答えた者は32%である。これよりも若い層の方がかえって「疲れる」と答えた者が多いくらいである。しかし、若い層では逆に「らくだ」と答えた者もやや多くなっているため、老若の差はつけがたい。

からだの疲れに対する感想は、職業経験のある者となない者の間にはほとんど差がない。また、有夫者、死離別者別にみてもかわりがない。（図2）

—精神的疲労に対する予想と現実—

精神的な疲労については、身体的疲労の場合と同じく4割以上の女子労働者が予想と「とくにかわらない」と答えているが、予想より「らくだ」という者がかなり多く30%にのぼっている。予想より「疲れる」と答えた者は18%にすぎず、身体的には、86%の者が「疲れる」と回答していたのとくらべると、一変と少なくなっている。

有夫者と死離別者を比較すると、有夫者の方が、予想より「疲れる」という者がやや多く、「らくだ」と答えた者がわずかに少ない。

子供の有無との関係では、子供のない者に予想より「らくだ」と答えた者が34%あり、子供のある者の39%とくらべると高い割合を占めている。

年齢的には、はつきりした傾向はつかめないが、高年齢層で予想より「疲れる」と答えた者が少なく、「らくだ」と答えた者が多くなっている程度である。これには60才以上の高令者では、作業内容がより単純になつているというようなことも影響しているかもしれない。（図3）

図2 身体的疲労について、いまのつとめをはじめてみて、つとめる前の予想と実際をどう思いますか。

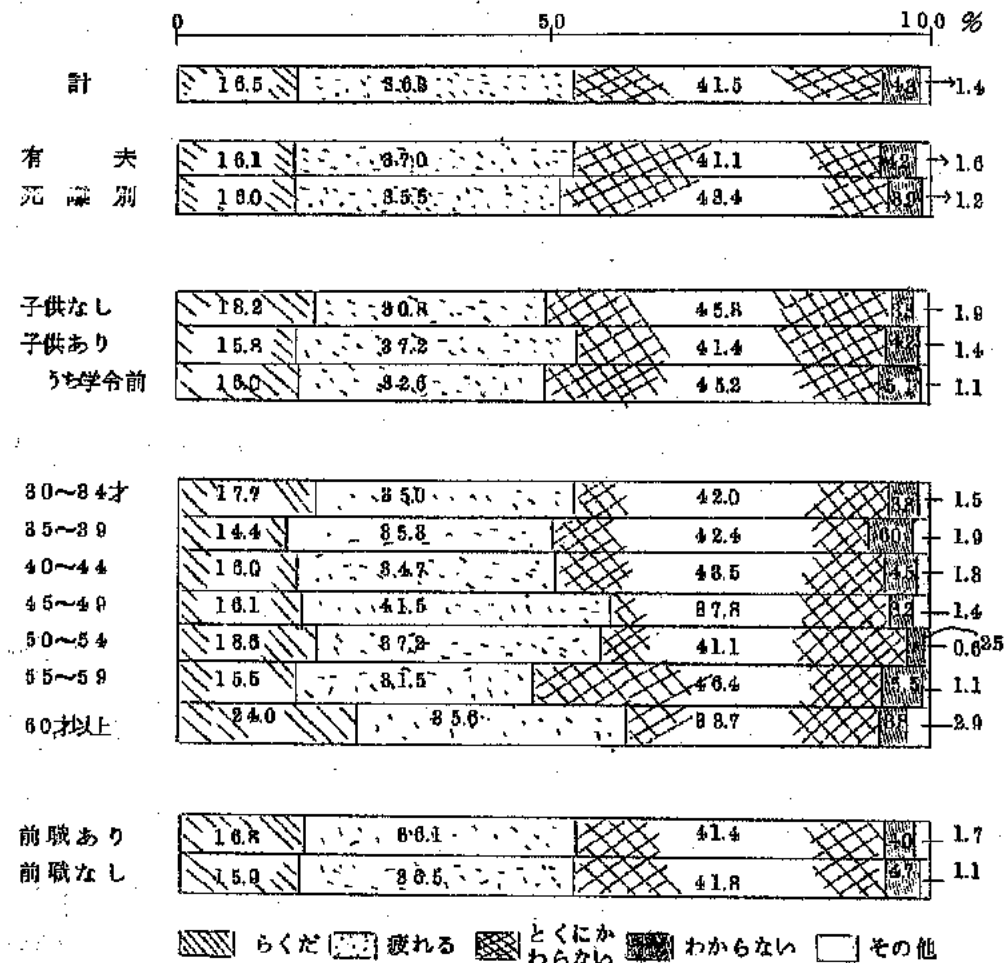
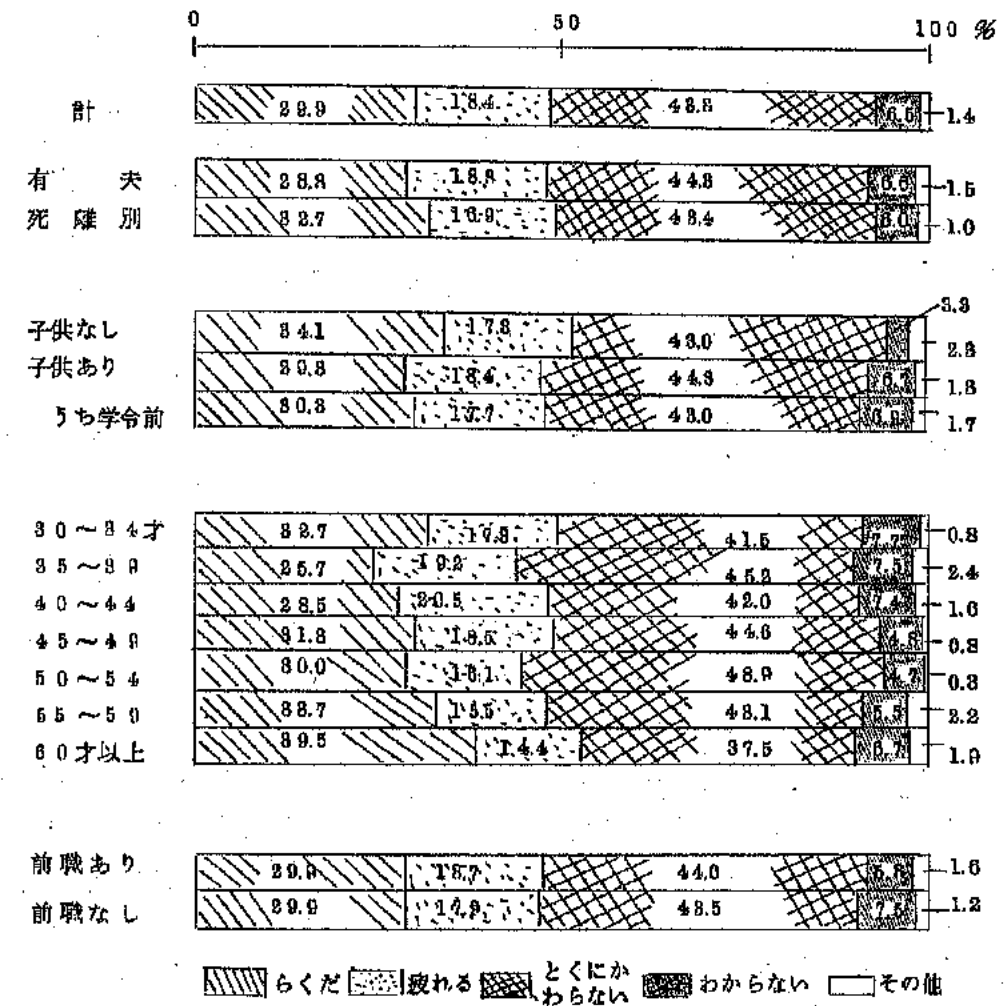


図3 精神的な疲労について、いまのつとめをはじめてみて、つとめる前の予想と実際をどう思いますか。



—家庭生活との両立に対する予想と現実—

家庭生活との両立の面では、女子労働者の7割が予想より「うまくいつている」と答えている。「思ったより大変だ、困ることが多い」と答えているのは2割程度である。調査対象となつた女子労働者の大部分が子供のある労働者であるが、幼児のいる者はごく少ないことが、これらの回答に影響していると考えられる。

回答に最も差のあらわれたのは、子供の有無で、子供のある者の16%が「思ったより大変だ」と答えているのに対して、子供のない者で同じ回答をしたのは4%と一段と少なくなっている。これに対応して、予想より「うまくいつている」と答えた者は子供のある者に少なく(68%)、子供のない者に多く(77%)なっている。

また、女子労働者の年齢によつても一定の傾向がみられ、年齢が高まるほど、家庭生活との両立はうまくいつているようである。予想より「うまくいつている」と回答した者の割合は、30～34才層の68%が最低で、5才階級で年齢が高まるごとに、68%、69%、73%、74%、78%と上昇し、60才以上の層では80%と最も高くなっている。逆に「思ったより大変だ、困ることが多い」と答えた者の割合は30～34才層の30%が最も高く、年齢上昇とともに低下している。40才台までは20%をこえており、まだ高い割合になつているが、50才台になると一段と低くなり、60才以上になるとさらに低下して8%となつている。これらの回答には、年齢による家庭責任の軽重の差があらわれているといえる。

有夫者と死離別者を比べると、有夫者の方に「思ったより大変だ、困ることが多い」と答えている者が多く、24%を占めている。この割合は、死離別者では16%である。一方、予想より「うまくいつている」と答えた者は、有夫者の69%、死離別者の74%で、有夫者の方が、家庭生活との両立に困難を感じている者が多い。

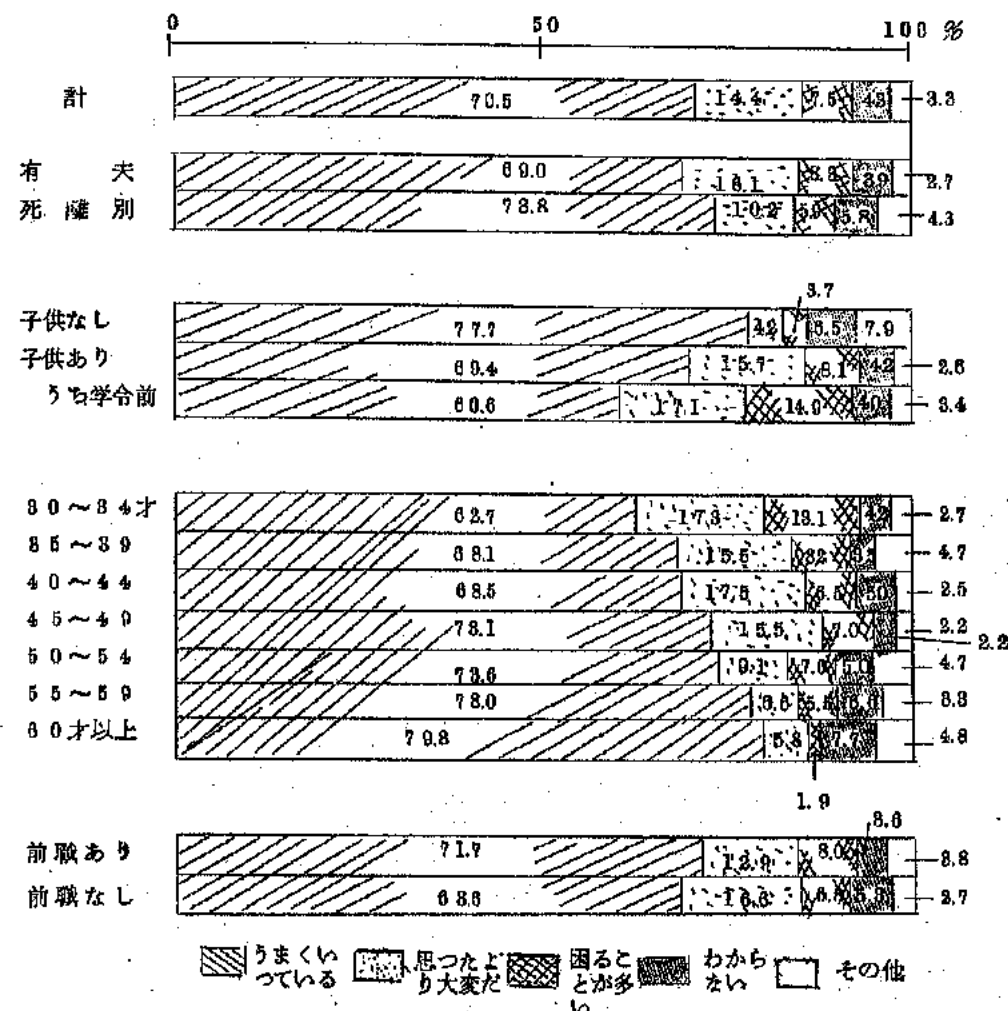
職業経験のある者となない者との間にはあまり大きなちがいはみられない。職業経験のない者で、予想より「うまくいつている」と答えた者が69%、「思ったより大変だ」と答えた者が17%で、職業経験のある者の回答にくらべ、家庭生活との両立に困難を感じている者がいくらか多い。(図4)

4. 再就職の状況

(1) 前職の有無および転職回数

30才以上になつてから現在の事業所に採用された女子労働者のうち、勤めの経験をもつ

図4 家庭生活との両立の面で、いまのつとめをはじめてみて、つとめる前の予想と実際をどう思いますか。



者は6割で、その半数が転職1回の経験、8割弱が2回の経験をもっている。雇用形態別には、常用の方に勤めの経験をもつ者の割合が高く61%を占めており、臨時・日雇には、勤めの経験をもつ者ともたない者はほぼ半分の割合となつている。(表22)

職種別にみると、大きなちがいがみられる。現在の職種が事務である者の8割は勤めの経験をもっているのに対し、単純作業では約5割にさがっている。これは、逆の見方をすれば、

勤めの経験のない者には、仕事の習得が容易な単純作業にしか道がひかれていない場合が多いということであるかもしれない。(表22)

表22 雇用形態別、職種別、勤めの経験有無別、女子労働者の割合 (％)

雇用形態職種	計	なし	経験あり						
			小計	1回	2回	3回	4回以上	不明	
計	100.0	40.0	60.0 100.0	51.5	25.8	12.4	7.0	1.0	1.4
雇用形態	常用	100.0	39.8	60.7 100.0	51.8	25.9	12.6	7.0	1.8
	臨時・日雇	100.0	51.9	48.1 100.0	50.0	34.0	9.8	6.7	4.0
職種	事務	100.0	19.2	80.8 100.0	44.7	20.5	15.5	8.8	1.7
	製造作業	100.0	40.4	60.0 100.0	52.6	25.9	12.7	6.4	1.6
	単純作業	100.0	43.7	56.3 100.0	52.3	25.1	11.7	7.8	2.2

注)、計にはその他を少数含む。

(8) 最初のつとめの勤続年数

勤めの経験をもつ女子労働者の45%が10才以下で最初の就職をしている。ついで30～34才で入職の14%、20～24才の11%となつている。50才以上で最初のつとめをもつた者も2%みられる。最初のつとめの勤続年数をみると、10才以下でつとめはじめた者の78%、20～24才でつとめた者の65%が8年以上勤続した後退職している。

本調査の対象は、30才以上になつて現在の職場に採用された者であるから、最初につとめたときの年齢が10才以下ということは、少なくとも今から10年以上も前に就職したわけであるが、この調査でみるかぎり、現在のように、若年者の転職が容易な経済情勢でもなかつたので、1年もたたぬうちに離職してしまうというケースは少なかつたといえよう。

また、最初に就職した時の年齢が30～34才の者は、勤続年数1年が最も高い割合をしめている。しかし、50才以上で就業の経験を初めてもつた者の中にも、3～4年勤続して前職をやめ、転職している者がある。(表23)

表23 最初のつとめの年齢別、勤続年数別、女子労働者の割合 (％)

勤続年数 最初のつとめの年齢	計	1年未満	1年	2年	3～4年	5～9年	10～14年	15年以上
計	100.0	100.0	7.0	15.8	15.4	25.1	26.9	8.4
～19才	45.1	100.0	1.0	9.5	11.3	29.0	34.6	10.8
20～24	10.8	100.0	3.0	12.0	19.9	22.9	29.6	10.8
25～29	9.6	100.0	9.5	18.6	18.4	27.9	22.5	6.1
30～34	13.7	100.0	18.8	25.2	18.1	21.0	18.1	5.8
35～39	9.3	100.0	16.9	26.1	17.6	14.8	16.9	7.0
40～44	5.9	100.0	12.1	19.8	18.7	20.9	20.9	7.6
45～49	3.5	100.0	20.8	18.0	26.4	16.9	13.2	3.8
50才以上	2.1	100.0	9.4	31.2	12.5	37.5	9.4	—

(8) 退職理由

勤めの経験がある者について最初のつとめの退職理由をみると、8割が自己都合による退職である。その28%は結婚、21%は家事のために退職しており、それに妊娠・出産の6%と育児の8%を加えると、6割が家庭責任を全うするために最初のつとめをやめているといえる。賃金や労働時間等に不満で退職した者は9%である。本人の意志にかかわらず、会社の都合でやめた者の6割は企業倒産、廃止のためとなつている。また、人員整理のため18%ある。その他の理由でやめた者が、自己都合退職者の33%、会社の都合による退職者の18%を占めている。理由の主なものは、自己都合退職では、「病気・事故のため(本人、家族)」、「転居して通勤に不便になつたため」、「転職のため」などであり、「戦争の影響(終戦、引揚げ、勸労働員等)」もかなりみられるのは、女子労働者の年齢とあわせて、特徴のある理由といえる。会社の都合による退職では、「会社が移転したため」、「解雇された」というのがめだつたが、これにも、「軍需工場だつたので終戦と同時に閉鎖」などの戦争によるものがみられる。

最初のつとめの勤続年数別に退職理由をみると、勤続8～4年、5～9年に自己都合による退職が多く85%を占めている。勤続5～9年で自己都合退職をした者の40%は結婚によるものである。逆に、自己の都合による退職者の割合が他に比べて少ないのは、勤続1

表24 最初のつとめの勤続年数別、退職理由別、

退職理由 勤続年数	計		自 分 の 都 合					
			小 計	結 婚	妊娠出産	家 事	育 児	
計	100.0		80.4					
1 年未満	(100.0)	(100.0)	100.0	23.4	0.1	21.2	3.2	
1 年	(7.0)	(6.1)	100.0	1.3	0.7	22.7	2.7	
2 年	(15.3)	(14.8)	100.0	10.5	4.4	27.6	3.8	
3～4 年	(15.4)	(14.8)	100.0	21.1	2.8	20.6	3.0	
5～9 年	(25.1)	(26.8)	100.0	33.0	2.8	24.0	1.8	
10～14 年	(26.9)	(28.4)	100.0	41.4	0.7	16.0	2.8	
15年以上	(8.4)	(8.8)	100.0	86.9	11.7	16.5	6.8	
	(1.9)	(1.5)	100.0	10.0	10.0	35.0	15.0	

注) 転職の経験がある女子労働者1,586人についての割合である。

年未満の者で7割を下回っており、会社の都合による退職者が3割をこえている。契約期間満了のため退職したものが多いた特徴的である。(表24)

女子労働者の割合

(%)

合 (M.A)		会 社 の 都 合							
賃金や労働時間等に不満	その他	小 計	結婚したら退職することになっていた	人員整理	企業倒産廃止	定 年	契約期間満了	その他	
9.0	88.1	19.6	1.0	17.9	53.5	2.7	0.6	18.8	
21.8	48.0	30.6	-	12.1	36.4	-	33.3	18.2	
13.8	40.0	22.6	-	26.4	40.0	-	5.7	18.9	
12.2	41.1	28.7	-	25.0	41.1	1.8	7.1	25.0	
7.4	82.0	15.8	3.9	14.8	68.8	1.6	1.6	14.8	
5.1	35.7	15.8	1.6	12.7	65.0	3.2	1.6	15.9	
4.9	24.3	20.2	-	11.5	61.6	11.5	-	15.4	
5.0	30.0	31.0	-	22.2	44.6	11.1	-	22.2	

ここで、勤めの経験がある女子労働者のうち、以前1回の転職経験をもつ者に限つて、現在の会社に入社したときの配偶関係別に前の勤めの退職理由をみると、入社時有夫の者では自己都合退職者の割合は82%であるが、このうち、結婚あるいは妊娠・出産のため前職をやめたとする割合が88%を占め、死離別者にくらべて高くなっている。死離別者の75%を占める自己の都合退職者のうち、結婚と家事でやめた者がほぼ同率の22%を占めるが、賃金（次頁につづく）

表25 入社時配偶関係別、前職退職理由別、女子

退職理由 配偶関係	計	自 分 の 都 合 (M)					
		小 計	結 婚	妊娠出産	家 事	育 児	賃金や労働時間等に不満
計	100.0	80.6 100.0	28.7	5.8	21.2	2.7	10.8
有 夫	100.0	82.1 100.0	30.9	7.1	20.0	2.8	9.9
死 離 別	100.0	75.8 100.0	21.8	1.6	22.1	2.5	18.9

- 注) 1. 計には未婚、不明少数を含む。
2. 転職1回の経験をもつ女子労働者についての割合である。

つぎに、前の職場の退職理由と現在の職場への就業理由とを関連させてみてみよう。「自活」のために再就職した者には前職を会社の都合で退めた者が82%を占め、また、自分の都合で退めた者の中にも「賃金や労働時間等に不満」で退職した者が10%あり、他の就業理由の者にくらべるとかなり高率である。一方、「家にいてもすることがないから」再就職した者には結婚のために前職を退めた者が多い。（表26）

(4) 離職期間

前の勤めをやめてから現在の会社に入るまでの離職期間はかなりばらばらであるが、1年未満の者が27%でもっとも割合が高く、上記1年未満の者もふくめて4年未満の短期間の者が55%を占めている。一方、10年以上の離職期間をもつ者が35%を占め、20年以

や労働時間等に不満のためとする者が14%あり、有夫者とくらべて高い割合であるのはおかれた立場のちがいをいえよう。また、死離別者の25%は会社の都合で退職しており、その30%が企業倒産・廃止のためである。（表25）

労働者の割合

(%)

・A)	会 社 の 都 合						
	小 計	結婚したら退職することになった	人員整理	企業倒産 廃 止	定 年	契約期間満了	その他
その他	81.8	19.4 100.0	3.7	16.9	59.1	3.9	7.1
	29.5	17.9 100.0	9.9	17.6	58.3	2.8	9.8
	40.2	24.7 100.0	-	12.5	62.5	7.5	2.5
							15.0

上という者も8%みられる。前の勤めの退職理由別に離職期間をみると、会社の都合でやめた者はその62%が1年以下の短い離職期間で再就職しているが、自分の都合で退職した女子労働者には離職期間1年以下は87%で少なく、10～14年（17%）、20年以上（10%）という長い離職期間をもつ者が、格段に高い割合となつている。しかし、自分の都合による退職であつても賃金や労働時間等に不満で前の勤めをやめた者は、81%が1年以下の短い離職期間で再就職している。一方、結婚のため退職した者の8割までが10年以上の長い離職期間を経ている。家事による退職者は、結婚による退職者よりも離職期間が短い。その他の理由で退職した者では、過半数が2年未満の短い離職期間となつている。（表27）

表 26 就業理由別、前職退職理由別、女子

前職退職理由 就業理由	計	自 分 の 都 合 (M)				
		小 計	結 婚	家 事	妊 娠 産 児	賃金や労働 時間等に不 満
計	100.0	80.6 100.0	28.7	21.2	8.5	10.8
家計を助けるため	100.0	81.8 100.0	29.9	28.0	9.4	9.9
家族を養うため	100.0	81.5 100.0	21.8	20.8	8.0	12.9
自分の小遣いを得るため	100.0	76.8 100.0	25.0	25.0	7.0	11.6
家にいてもすることがないから	100.0	81.1 100.0	28.9	20.8	7.8	6.5
そ の 他	100.0	80.0 100.0	27.5	8.8	8.4	10.4
自 活	100.0	87.7 100.0	9.5	19.0	9.6	19.0

注) 転職1回の経験をもつ女子労働者についての割合である。

表 27 退職理由別、離職期間別、

退職理由 離職期間	計	自 分 の 都 合				
		小 計	結 婚	家 事	妊 娠 産 児	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
1年未満	27.8	24.2	1.1	21.5	13.0	
1年	14.4	12.5	1.1	18.5	5.5	
2年	7.2	7.5	0.6	11.8	11.1	
3～4年	5.9	6.1	1.6	10.4	9.2	
5～9年	10.7	11.0	16.4	8.9	27.8	
10～14年	14.8	16.9	85.5	10.4	24.1	
15～19年	11.4	11.8	24.6	0.6	5.0	
20年以上	8.3	10.0	19.1	8.9	8.7	

注) 1. 転職1回の経験をもつ女子労働者についての割合である。

注) 2. 退職理由の※印はサンプル数が少ないので注意を要す。

労働者の割合

(%)

A)	会 社 の 都 合			
	その他	小 計	人員整理 廃止	定 年 その他
81.8	19.4 100.0	16.9	59.1	24.0
29.1	18.2 100.0	15.6	68.8	21.1
89.6	18.5 100.0	21.7	65.8	13.0
30.2	23.2 100.0	23.1	46.1	30.8
26.0	18.9 100.0	22.2	55.6	22.2
85.4	20.0 100.0	16.7	41.6	41.7
47.0	32.8 100.0	30.0	50.0	20.0

女子労働者の割合

(%)

(M, A)		会 社 の 都 合				
賃金や労働 時間等に不 満	その他	小 計	企業倒 産廃止	人員整理 ※	定年等 ※	その他 ※
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
00.0	37.9	40.4	80.6	42.8	38.8	47.3
20.4	18.2	22.1	22.0	19.3	44.8	5.8
5.8	10.4	5.8	6.5	3.8	5.6	5.8
5.8	6.4	5.2	4.4	7.7	5.0	5.3
1.4	6.4	9.7	11.0	11.5	6.6	5.8
4.8	0.9	5.8	4.4	7.7	6.6	10.5
1.4	6.4	9.7	11.0	7.7	—	15.7
—	7.4	1.8	1.1	—	—	5.8

(5) 雇用形態、職種の移動状況

勤めの経験を1回もつ女子労働者は、現在95%が常用、5%が臨時・日雇の雇用形態で就労しているが、前職においては、常用であつた者は77%で、臨時・日雇が23%を占めていた。したがつて、前職に臨時・日雇で就労していた者のうち、かなりの者が、現在常用で雇用されたとみることができる。これを割合でとると、前職に臨時・日雇の雇用形態であつた者の91%は現在常用となつており、ふたたび臨時・日雇で雇われた者は9%にすぎない。しかし、前職に常用であつた者が、現在臨時・日雇で就労している者も4%みられる。

(表28)

職種別には、前職は製造業者89%、単純業者35%、事務従事者10%、その他の職業10%の割合であつたが、これが、現在になると、製造業者、単純業者の割合が高まり、それぞれ44%、46%とこれらで9割を占め、事務従事者は9%、その他の職種はわずか1%となつている。職種別に移動の状況をみると、前職に事務従事であつた者のうち、現在も事務従事である者は48%で、あとは製造業者、単純業者になつている。一方、前職が製造業者であつた者の70%、単純業者であつた者の77%が、ふたたび同じ職種に就いており、これらでは、職種の移動が比較的少ない。

また、製造業者であつた者の29%は現在単純業者に、単純業者であつた者の22%が製造業者になつている。前職が製造業者、単純業者であつて現在事務従事者になつているという例は非常に少ない。(表29)

以上のことから、勤めの経験をもつ女子労働者は、再就職をしてより安定した雇用形態で働く者が多いが、職種はより軽易なものにかわる傾向がみられる。

表28 現在の雇用形態別、前職の雇用形態別、女子労働者の割合

		(%)		
現在の雇用形態	前職の雇用形態	計	常用	臨時・日雇
計	計	100.0	76.8	23.2
		100.0	100.0	100.0
常用		94.7	95.9	90.8
※臨時・日雇		5.3	4.1	9.2

※ 臨時・日雇はサンプル数が少い。

注) 転職1回の経験をもつ女子労働者798人の割合である。

表29 現在の職種別、前職の職種別、女子労働者の割合

		(%)				
現在の職種	前職の職種	計	事務	製造作業	単純作業	その他
計	計	100.0	15.8	38.8	34.8	10.5
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事務		8.7	42.9	0.6	1.1	12.0
製造作業		48.6	28.6	69.5	21.7	45.4
単純作業		46.4	27.8	28.6	76.8	39.8

注) 1. 転職1回の経験をもつ女子労働者についての割合である。

2. 計にはその他少数を含む。

付表A

産業中分類	事業所数	労働者数	
		女	男
計	86,215所 (14,489)	1,106,009人	1,745,184人
食料品製造業	13,104 (2,100)	162,078	182,658
※ たばこ			
繊維工業	14,070 (1,470)	263,570	126,140
衣服その他の繊維製品製造業	4,305 (595)	102,410	80,690
木材・木製品	11,550 (1,575)	92,575	217,030
家具・装備品	1,440 (68)	10,080	33,241
パルプ・紙・紙加工品	3,528 (1,170)	51,828	50,130
出版・印刷・同関連産業	4,005 (770)	41,905	87,905
化学工業	2,637 (546)	92,013	61,950
※ 石油製品・石炭製品製造業			
※ ゴム製品			
※ 皮革・同製品			
窯業・土石製品	5,495 (420)	70,080	110,606
鉄鋼業	3,918 (815)	13,140	80,258
※ 非鉄金属製品製造業			
金属製品	9,524 (1,704)	76,972	205,044
機械	11,550 (1,060)	47,800	295,470
電気機器	2,900 (504)	42,168	60,584
輸送用機器	2,268 (336)	11,508	53,352
※ 精密機器			
※ 武器製造業			
その他の製造業	4,452 (1,484)	58,016	75,740

注) 1. ()内はパートタイマーを雇用している事業所数

注) 2. ※はサンプル数が少ないので掲載しなかったが計にはその数字が含まれている。

女子の占める割合	女子労働者数				
	常用	臨時	日雇	パートタイマー	採用時30才以上の者
88.8	1,046,804人	54,104人	6,111人	44,480人	515,438人
47.0	140,112	13,564	3,402	3,958	90,174
68.1	265,230	4,340	—	2,870	100,730
77.0	100,765	1,330	315	2,330	30,100
90.8	33,445	3,605	525	2,695	58,905
90.9	9,870	210	651	63	6,068
43.7	46,641	4,530	—	5,313	26,733
92.4	41,755	210	420	1,015	12,355
94.5	23,245	3,048	—	1,732	13,126
97.1	66,010	4,375	245	735	48,230
16.0	12,579	504	63	1,213	7,260
27.3	72,184	4,738	—	7,610	33,862
13.9	45,360	2,170	70	2,450	13,200
33.8	41,133	830	—	2,993	13,676
13.5	11,032	476	—	504	3,580
43.4	54,320	3,332	364	3,612	32,452

付表B

産業中分類	(A) 常用女子労働者数	平均年令	平均賃金
計	1,042,853人	33才	17,091円
食料品製造業	139,440	35	13,178
※ たばこ			
繊維工業	268,060	32	17,171
衣服その他の繊維製品製造業	100,590	28	15,998
木材・木製品	83,130	38	15,108
家具・装備品	10,227	38	10,917
パルプ・紙・紙加工品	43,682	34	10,082
出版・印刷・同関連産業	40,775	29	20,384
化学工業	28,053	31	18,812
※ 石油製品・石炭製品製造業			
※ ゴム製品			
※ 皮革・同製品			
窯業・土石製品	66,710	38	15,060
鉄鋼業	12,558	37	21,848
※ 非鉄金属製品製造業			
金属製品	72,184	32	19,836
機械	45,710	32	20,516
電気機器	40,488	32	14,428
輸送用機器	10,976	35	10,974
※ 精密機器			
武器製造業			
その他の製造業	54,510	34	10,174

注) 付表Aに同じ。

女子労働者中に占める割合 (A=100%)						
事務従事者	単純作業者	高卒以上の 学歴の者	有夫者	年令30才 以上の者	勤続5年 以上の者	中途採用者
17.8%	29.9%	23.4%	4.3%	53.4%	27.7%	78.2%
15.8	48.7	29.8	5.3	60.0	26.8	84.1
7.9	10.8	10.7	3.8	43.2	31.5	68.5
7.0	10.2	15.0	3.5	34.4	20.7	66.2
19.0	45.8	19.9	6.3	75.4	35.9	82.8
27.9	20.5	30.6	0.1	66.3	28.2	81.7
15.0	49.0	22.5	5.4	57.2	29.7	84.3
27.6	28.9	45.8	8.1	37.5	28.0	68.2
31.7	57.0	41.2	4.1	44.0	28.1	74.4
15.4	48.2	18.5	0.8	73.6	31.2	88.2
40.5	32.8	40.3	5.4	61.7	36.0	88.1
27.5	40.1	30.4	5.0	50.5	25.6	80.6
58.5	10.4	55.1	45.8	44.6	20.5	78.1
15.5	20.3	26.4	6.0	52.6	17.1	89.0
42.3	41.8	40.9	5.1	0.1	26.5	00.3
12.7	33.5	21.3	6.1	60.4	26.3	87.7

参考資料第1表

産業中分類別、全労働者中に占める女子の割合（製造業）

産 業 中 分 類	全 規 模 40年10月	500人以上規模 42年1月末	女子労働者数 40年10月
計	(8,191,500人) 88.4%	(700,054人) 96.5%	31,915 百人
18 食 料 品 製 造 業	44.9	40.8	3,707
19 た ば こ	46.0	51.5	159
20 織 維 工 業	67.4	73.7	7,730
21 衣服その他の繊維製品 製造業	71.0	74.2	2,494
22 木 材 ・ 木 製 品	20.9	23.8	1,189
23 家 具 ・ 装 備 品	20.2	34.8	452
24 パルプ・紙・紙加工品	34.9	16.0	1,064
25 出版・印刷・同関連産業	24.2	11.0	1,061
26 化 学 工 業	26.0	21.9	1,431
27 石油製品・石炭製品 製造業	14.3	10.7	54
28 ゴ ム 製 品	40.1	41.8	587
29 皮革・同製品	33.3	30.4	298
30 窯業・土石製品	23.7	25.9	1,285
31 鉄 鋼 業	12.5	6.0	825
32 非鉄金属製品 製造業	18.4	17.0	1,351
33 金 属 製 品	14.2 (武器製 造業を 含む)	15.0	1,200 (武器製 造業を 含む)
34 機 械	33.4	30.5	3,314
35 電 気 機 器	12.5	8.1	849
36 輸 送 用 機 器	33.1	42.4	348
37 精 密 機 器	—	—	—
38 武 器 製 造 業	—	40.4	—
39 その他の製造業	43.0	—	1,911
資 料 出 所	国 勢 調 査 (会社の役員を のぞく)	毎月勤労統計調査 (労働省)	国 勢 調 査 (会社の役員を のぞく)

参考資料第2表

企業規模別常用女子労働者の年令、勤続年数、給与、学歴（製造業）

(42年4月)

企 業 規 模	平均年令	平均勤続 年 数	平均給与 (月間)	80才以上の労働 者の占める割合	高卒以上の労働 者の占める割合	事務労働者の割合
計	29.2才	4.1年	19,700円	53.1%	26.6%	27.1%
1,000人以上	24.1	4.9	21,000	17.2	31.5	32.5
100~999人	27.8	3.8	19,700	32.3	27.1	25.9
10~99人	33.6	4.0	13,500	53.3	32.0	24.5

賃金構造基本統計調査（労働省）

参考資料第3表

企業規模別主な週所定労働時間別事業所数（製造業）

(42年9月)

(%)

週 所 定 労働 時間	企 業 規 模					
	計	5,000人以上	1,000~ 4,999人	500~ 999人	100~ 499人	20~99人
計	(53,602) 100.0	(761) 100.0	(2,195) 100.0	(2,318) 100.0	(15,148) 100.0	(33,180) 100.0
40時間未満	1.2	3.8	11.0	1.2	0.4	0.8
40時間	0.5	2.3	1.2	0.1	0.2	0.6
40時間1分~ 41時間59分	0.9	7.3	4.8	1.4	1.8	0.2
42時間	3.3	4.9	32.5	13.0	2.6	4.4
42時間1分~ 44時間59分	5.8	13.2	17.2	3.4	3.9	4.2
45時間	7.8	3.3	10.5	13.7	10.3	5.3
45時間1分~ 47時間59分	13.7	15.4	11.9	23.6	17.4	11.4
48時間	61.3	3.0	10.3	31.2	52.9	71.9
48時間1分 以上	1.0	—	0.5	0.4	1.1	1.1

賃金労働時間制度総合調査報告（労働省）

参考資料第4表

企業規模別、勤続年数別女子労働者の割合（製造業）

（42年4月）

（%）

	計	1,000人以上	100～999人	10～99人
計	100.0	100.0	100.0	100.0
0年	20.0	15.7	21.4	21.7
1年	16.9	14.2	17.1	17.0
2年	15.4	16.2	16.1	14.4
3～4年	20.4	22.1	20.1	19.6
5～9年	18.5	21.2	18.4	19.8
10～14年	4.7	4.2	4.3	5.4
15～19年	2.3	3.4	1.9	2.0
20～29年	1.2	2.9	0.6	0.6
30年～	0.1	0.1	0.04	0.1

賃金構造基本統計調査（労働省）

参考資料第5表

事業所規模別・既婚別女子労働者の割合（全産業）

（41年6月）

（%）

事業所規模	計	未婚	既婚
計	100.0	61.2	38.8
500人以上	100.0	80.0	10.1
100～499人	100.0	68.9	31.7
30～99人	100.0	51.0	49.0
10～29人	100.0	39.7	60.3
製造業規模計	100.0	61.7	38.3

注）既婚者とは有夫者、死離別者をさす。

既婚女子労働者に関する調査（労働省）

参考資料第6表

雇用形態別労働者の割合（製造業）

（42年平均）

（%）

区分	計	常雇	臨時	日雇
計	100.0	91.8	6.2	2.1
男	100.0	95.0	3.5	1.5
女	100.0	85.0	11.1	3.8

注）旧数字使用

労働力調査（総理府）

参考資料第7表

事業所規模別事業所数（製造業）

事業所規模	事業所数（）内は構成比 （42年9月）
計	218,170（100.0%）
500人以上	2,117（1.0）
100～499人	11,492（5.3）
30～99人	36,871（16.9）
5～29人	162,890（75.8）

毎月勤労統計調査（労働省）